

令和8年度 保育関係予算概算要求の概要

(令和8年度概算要求額)

2兆5,074億円

(前年度予算額)

(2兆4,512億円)

《保育関係予算概算要求の主な内容》

1 「こども未来戦略」に基づく対応

- 民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討する。
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国で実施する。

2 「保育政策の新たな方向性」に基づく保育提供体制の確保等

① 保育の提供体制の確保

○ 受け皿整備

①待機児童対策のための整備費、②過疎地域における保育機能確保のための統廃合・多機能化に係る整備費や、③こども誰でも通園制度を実施するための整備費について国庫補助率を嵩上げする（1/2→2/3）。

※ 上記②の整備費について、認定こども園を整備する場合「保育所部分」に加えて「教育部分」も補助率嵩上げを新たに適用する。

○ 人口減少地域における保育機能確保・強化、地域分析

人口減少地域の保育機能の確保・強化を図るため、地域における子育て拠点として様々な取組や多機能化を図るためのモデルを構築する。また、市町村において、将来的な保育ニーズや保育資源等を踏まえた地域分析のモデルを構築する。

② こども誰でも通園制度の本格実施【一部再掲】

○ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国で実施する（再掲）。

※ 新たな給付に係る公定価格については、内閣府令で定める予定の「一月当たりの利用可能時間」を上限とした上で、こども一人一時間当たりの単価の設定を検討する（障害児等を受け入れる場合の加算など、必要な加算についても検討）。

○ 併せて、子育て支援員研修に新たなコースを設け、こども誰でも通園事業所に従事する子育て支援員の養成を図る。

③ 保育人材の確保及び保育の質の向上等

○ ミドルリーダーの活躍による保育の質向上推進事業を創設し、自園や他園の園内研修・公開保育などの企画・実施や支援を行うことができるミドルリーダーの育成、園・保育士同士が学び合う取組を推進し、各園及び地域全体の保育の質向上を図る。

○ 児童福祉法の改正により一般制度化された地域限定保育士の資格取得等を促進するため、地域限定保育士等として必要となる知識・技術の取得に係る講習・研修や試験の広報などの自治体の取組を支援する。

○ 児童福祉法の改正により法定化される保育士・保育所支援センターについて、地域の実情に応じた支援目標やKPI（重要業績評価指標）を設定し、取組の事業効果を評価すること等により支援の充実を図り、センターを基軸とした地域の保育人材の確保に総合的に取り組む。

※ 保育士・保育所支援センターで基本的に行う事業や取組強化として行う事業、取組実績等に応じ、階層的な基準額の設定を検討。

※ 保育士・保育所支援センターと連携する市町村に対しても、事業の実施状況に応じた加算の創設を検討。

《保育関係予算概算要求の主な内容（続き）》

3 保育所等における虐待防止対策

- 児童福祉法の改正により、保育所等における虐待の通報義務等の仕組みが創設されることを踏まえ、都道府県等における虐待防止に係る専門人材の活用や、実務者会議の設置・開催、自治体職員の虐待対応の強化を図るための研修の実施などを支援する。

4 多様な保育の充実

- 病児保育事業について、市町村間の広域連携を推進するため、他市町村の利用者が予約等できるICTシステムを導入している病児保育施設を支援するとともに、都道府県主導で広域連携に取り組むため、都道府県のICT化のためのシステム整備の取組を新たに補助対象に追加する。また、管内施設の70%以上の病児保育施設で他市町村の利用者が予約等できるICTシステムを整備する都道府県に対して、国庫補助率を嵩上げする(1/2→2/3)。

5 保育DXの推進等

① 保育DXの推進

保育現場や自治体職員、保護者の負担を軽減し、こどもと向き合う時間の確保や保育の質の向上に関わる業務に注力できる環境を実現するため、『i 保育所等の更なるICT環境整備』、『ii 給付・監査等の保育業務ワンスオンリーに向けた「保育業務施設管理プラットフォーム」及び保活ワンストップに向けた「保活情報連携基盤」の機能改修』、『iii 先端的な保育ICTのショーケース化や人材育成・普及啓発のモデルとなる「保育ICTラボ」への支援』、『iv 市町村の「子ども・子育て支援システム」と「保育業務施設管理プラットフォーム」の連携のための改修支援』などを行う。

※ 上記 i について、過去にICT導入支援（「登降園管理」機能の導入支援を除く）を受けた施設において、「保育業務施設管理プラットフォーム」を導入する場合は、「登降園管理」機能の導入に係る追加支援を行う。

※ 上記 iii について、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」と連携して導入効果の最大化を図る取組などを優先採択する。

② 保育所等におけるこどもの安全対策の推進

睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー等）、こどもの見守りに必要な機器（AI 見守りカメラ）や性被害防止のための設備支援など、こどもの安全対策に資する設備等の導入支援を行う。また、こども誰でも通園事業所等を補助対象に追加する。

こども性暴力防止法の対象となる居宅訪問型保育（認可・認可外）を行う事業者について、性被害防止のための設備支援の対象に追加する。

③ 保育所等の「見える化」の推進

子ども・子育て支援法第58条の規定に基づく特定教育・保育施設等の情報公表及び幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設等の情報公表を行う「ここdeサーチ」について、施設種別に「こども誰でも通園制度」等を追加、見える化の登録機能等の改善、保育業務施設管理プラットフォーム等との連携改善、認可外保育施設等の登録権限の対象者拡大及び第三者評価等の結果公表の改善のためのシステム改修を行う。

《保育関係予算概算要求の主な内容（続き）》

6 認可外保育施設の質の確保・向上

- 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止等に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。
- 指導監督基準を満たさない施設に対し、引き続き、基準を満たすために必要な施設の改修や移転及び保育士の資格取得に対する支援を行うことで、認可外保育施設の質の向上及び安全確保を図る。また、地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている認可外保育施設について、一定の安全性等が確保されていると認められている場合に改修補助の対象とし、さらなる質の向上を図る取組をモデル的に実施する。

7 子ども・子育て支援制度の推進

- すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化、企業主導型の事業所内保育への支援等を引き続き実施する。

8 令和7年度行政事業レビュー（公開プロセス）の取りまとめコメントを踏まえた対応【一部再掲】

令和7年度行政事業レビュー（公開プロセス）における有識者の取りまとめコメントを踏まえ、保育関係予算について以下の見直しを行う。

① 保育士・保育所支援センターの機能の検討

児童福祉法の改正により法定化される「保育士・保育所支援センター」について、地域の実情に応じた支援目標やKPI（重要業績評価指標）を設定し、取組の事業効果を評価すること等により支援の充実を図り、センターを基軸とした地域の保育人材の確保に総合的に取り組む（再掲）。

② 地域限定保育士の活用促進策の検討

児童福祉法の改正により一般制度化された地域限定保育士の資格取得等を促進するため、地域限定保育士等として必要となる知識・技術の取得に係る講習・研修や試験の広報などの自治体の取組を支援する（再掲）。

③ 都市部に集中している執行状況の見直しによる合理化／保育人材の確保等を行うための事業の重点化

「保育士宿舍借り上げ支援事業」「保育体制強化事業」「保育補助者雇上強化事業」「都市部における保育所等への賃借料等支援事業」「一時預かり事業」について、特別区及び財政力指数が1.0を超える地方自治体への補助割合の見直しや、地方自治体ごとの乳幼児人口に応じた国庫負担の見直しを行う。これらの見直しと併せ、上記2③に掲げる事業等への重点化を図る。

※「保育補助者雇上強化事業」（平成28年度創設）については、創設時から保育士の業務負担の軽減等を図るため通常より高い補助割合（1/2→3/4）を設定していたところ、補助割合を2/3に見直すとともに、特別区及び財政力指数1.0を超える地方自治体は補助割合を1/2に見直す。

令和7年度子ども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント【抜粋】

5. 以上を踏まえ、本事業の予算計上においては、過剰な予算付けとならないように慎重に検討を行う必要がある。まずは、費用対効果の定量的な検証や事業内容の検証等、今後の事業のあり方について検討する必要があり、それまで慎重に対応すべきである。（後略）。
6. また、事業の成果を高めるため、すみやかに以下についても検討すべきである。
 - ・ 今般の「改正児童福祉法」により法定化された保育士・保育所支援センターの機能や、地域限定保育士の活用促進策について具体の検討をすべきである。
 - ・ これまでの事業の実施について、「待機児童対策」として東京都をはじめとする都市部に集中しているが、各自治体が抱える保育施策の課題等はさまざまであることから、都市部に集中している執行状況の見直し（補助事業の要件など）による合理化を進めるとともに、全国で質の高い保育を実施できるよう、保育人材の確保等を行うための事業の内容や要件面を実効性の高いものへ重点化することや、好事例の横展開等を図ることで、より効果的な人材確保策を検討すべきである。

※事項要求【予算編成過程で検討する事項】

- 消費税率引上げに伴う社会保障の充実等については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」第28条に規定する消費税の収入、地方消費税の収入並びに社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化の動向を踏まえ、予算編成過程で検討。
- 「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化等については、予算編成過程で検討。
- 0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、予算編成過程で検討。
- 物価高騰対策については、今後の物価高騰等の状況を踏まえ、予算編成過程で検討。
- 「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」を踏まえ、予算編成過程で検討。

参 考 资 料

令和8年度概算要求額 245億円 + 事項要求 (245億円)

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】
 - ・保育所整備事業【私立】 ・幼保連携型認定こども園整備事業【私立】 ・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）【私立】 ・公立認定こども園整備事業（教育部分に限る）
 - ・小規模保育整備事業【私立・公立】 ・乳児等通園支援事業実施事業所整備事業【私立・公立】 ・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業

実施主体等

【実施主体】 ①（②以外）市区町村 ②（公立認定こども園）都道府県・市区町村

【設置主体】 ①（うち、私立保育所、私立認定こども園）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人

※ 「実施計画」の採択を受けている場合「市町村が認めた者（公立施設を除く）」を設置主体とすることができる。

①（うち、小規模保育事業所、乳児等通園支援事業所）市町村が認めた者（公立施設を含む。）

②都道府県・市区町村

【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等

【補助割合】

① 原則国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には、補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3） 【国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4】

- 待機児童対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」に限る
待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等
- 人口減少対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」に限る
過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

② 原則国 1／3、設置者（市区町村） 2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

【拡充】補助率の嵩上げについて、「人口減少対策」のための認定こども園の整備については、「保育所部分」に加えて「教育部分」にも嵩上げを適用する。

令和8年度概算要求額 555億円 (464億円)

事業の目的

- 保育を支える保育人材の確保のため、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援及び保育の現場・職業の魅力向上に総合的に取り組む。
- 地方自治体の待機児童解消に向けた取組等を支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による保育の受け皿整備を推進する。
- 医療的ケアを必要とするこどもの受入体制の整備や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援するとともに、認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

補助金事業内容一覧

I 保育人材確保対策 382億円 (294億円)

- ① 保育士・保育所支援センター設置運営事業【見直し】
- ② 保育士資格等取得支援事業
- ③ 保育士宿舍借り上げ支援事業【見直し】
- ④ 保育体制強化事業【見直し】
- ⑤ 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業
- ⑥ 保育補助者雇上強化事業【見直し】
- ⑦ 保育士や保育事業者等への巡回支援事業【見直し】
- ⑧ 保育人材等就職・交流支援事業【拡充】
- ⑨ 保育士修学資金貸付等事業【見直し】
- ⑩ 保育所等におけるICT化推進等事業【拡充】
- ⑪ 保育ICTラボ事業【新規】
- ⑫ 保育士・保育の現場の魅力発信事業【見直し】

II 小規模保育等の改修等 93億円 (102億円)

- ① 保育所等改修費等支援事業【見直し】
- ② 認可外保育施設改修費等支援事業【拡充】
- ③ 都市部における保育所等への賃借料等支援事業【見直し】

III その他事業 80億円 (68億円)

- ① 民有地マッチング事業
- ② 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業
- ③ 広域的保育所等利用事業
- ④ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑤ 保育環境改善等事業【拡充】
- ⑥ 家庭支援推進保育事業
- ⑦ 保育所等における要支援児童等対応推進事業
- ⑧ 3歳児受入れ等連携支援事業
- ⑨ 保育利用支援事業 (入園予約制)
- ⑩ 医療的ケア児保育支援事業
- ⑪ 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業
- ⑫ 放課後居場所緊急対策事業
- ⑬ 小規模多機能・放課後児童支援事業
- ⑭ 新たな待機児童対策提案型事業【見直し】
- ⑮ 待機児童対策協議会推進事業
- ⑯ 保育所等における2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業
- ⑰ 保育士等の処遇改善取得促進等事業<特別会計から移管>
- ⑱ 人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業【新規】
- ⑲ 保育所等虐待防止対策支援事業【新規】
- ⑳ 子ども・子育て支援システム改修支援事業【新規】

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和8年度概算要求額 555億円の内数(464億円の内数)

事業の目的

- 各地域における保育人材確保の実効性を高めるため、各保育士・保育所支援センター(以下、「センター」という。)において、地域の実情に応じた支援目標や確実な根拠に基づくKPI(重要業績評価指標)を設定し、取組の事業効果を評価し、見直し・改善・支援内容の充実を図り、センターを基軸として地域の保育人材の確保のために総合的に取り組む費用の一部を補助する。

事業の概要

- センターにおいて、次の業務を行う拠点としての機能を担う体制を整備し、関係機関と連携しながら、総合的に取り組む。
 - 保育に関する業務への関心を高めるための広報
 - 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支援
 - 保育所の設置者に対する、保育士が就業を継続することができるような就労環境を整備するために必要な助言その他の援助
 - 上記のほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2

【補助基準額】

基本分：上記業務で必須とする取組に対し補助基準額を設定

※ 実際の配置職員の人数に応じた基準額の上限を設定

加算分：基本分の業務に加え、取組をさらに実施し強化する場合は、取組に必要な人員を配置した場合に加算

- (取組例)
- ・中高生を対象とした保育体験
 - ・学生、潜在保育士を対象とした職場体験
 - ・保育所等に対する(新卒)採用セミナー
 - ・求職セミナー
 - ・復職前研修
 - ・保育士・保育所等に対する巡回支援(*)
 - ・保育士交流会
 - ・保育士を目指す者と現役保育士との座談会
- (*) 社会保険労務士等の専門職が対応する場合の加算を検討。

※ 実績による上乘せ：令和8年度の事業を開始する際、KPIを設定し、令和8年度末のKPIの達成に応じて、補助基準額の引き上げを検討

KPIとして想定される例

- ・アウトプットKPI(就職説明会・研修の開催回数、相談対応件数等)
- ・アウトカムKPI(センターへの新規登録者数、就職マッチング件数等)

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 幼保連携型認定こども園に配置することになっている幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭の確保を図るとともに、幼稚園教諭免許状のみ有する者及び保育所等に勤務しているが未だ保育士資格を有していない者の保育士資格取得等を支援することにより保育教諭及び保育士の確保を図ることを目的とする。

事業の概要

1. 養成校卒業等による資格取得の支援【養成校ルート】

- ① 保育所等保育士資格取得支援事業
 - ・保育所等に勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。
- ② 保育教諭確保のための保育士資格・幼稚園免許状取得支援事業、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
 - ・幼稚園教諭又は保育士が養成校での科目履修によりその有していない免許・資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。
 - ・免許・資格を取得する際における幼稚園教諭・保育士の代替に伴う雇上費を補助する。
- ③ 認可外保育施設保育士資格取得支援事業
 - ・認可外保育施設で勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する
 - ・資格を取得する際における保育従事者の代替に伴う雇上費を補助する。

2. 保育士試験合格による資格取得の支援【試験ルート】

- 保育士試験による資格取得支援事業（受験対策学習費用補助事業）
 - ・保育士試験の合格を目指す者に対し、保育士試験のための学習に要した費用の一部を補助することにより、保育士の増加を図る。

令和6年度までの時限措置を令和11年度末まで延長

認可外保育施設指導監督基準への適合を促進するため、「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」及び「受験対策学習費用補助事業」について、それぞれ以下の要件を満たした施設に勤務する者、保育士試験合格後に以下の要件を満たした施設で保育士として勤務することが決定した者についても支援対象とする。（本要件による補助の場合は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設であることを要件としない。）

▶要件： 都道府県と市区町村との連名により、以下（1）、（2）の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

- （1）市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
- （2）都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
- （3）事業実施期間

※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和11年度末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市 【補助割合】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

1. 養成校卒業等による資格取得の支援【養成校ルート】

【対象者】 常勤職員及び非常勤職員

【支給方法】 資格取得後に一括して支給

【補助基準額】 受講料の1/2（上限300千円）、代替職員経費：1人1日当たり 8.0千円

2. 保育士試験合格による資格取得の支援【試験ルート】

【支給対象期間】 保育士試験（筆記試験）から起算して2年前までに要した費用

【補助基準額】 保育士試験受験のための学習に要した経費（教材費等）の1/2（上限150千円）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

事業の概要

- 保育所、認定こども園等に対し、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助する。

【対象者】 保育士として採用された日から起算して5年以内の常勤の保育士

※ 本事業を利用し退職した場合は、その後、対象とすることはできない（一人1回限り）。

※ やむを得ない事情による退職と認められる場合に限り、再度対象者とすることができることとし、この場合の対象期間は、5年から、退職した保育所で採用された日から本事業を利用し退職するまでの期間を除く期間とする。

※ 令和6年度以前に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は、本事業を利用した年度の対象期間の年数を適用

実施主体等

【実施主体】 市区町村（※）

※ 「保育提供体制の確保のための実施計画」採択自治体

【補助基準額】 月額75,000円を上限として、市区町村別に一人当たりの月額（上限）の金額を設定

【補助率】 国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

※ 特別区及び財政力指数が1.0を超える自治体の場合 国：1／3、市区町村：5／12、事業者：1／4

見直し 令和7年度行政事業レビュー（公開プロセス）の「取りまとめコメント」を踏まえ、補助率を見直し

令和7年度こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント【抜粋】

6. また、事業の成果を高めるため、すみやかに以下についても検討すべきである。

・これまでの事業の実施について、「待機児童対策」として東京都をはじめとする都市部に集中しているが、各自治体が抱える保育施策の課題等はさまざまであることから、都市部に集中している執行状況の見直し（補助事業の要件など）による合理化を進めるとともに、（中略）、より効果的な人材確保策を検討すべきである。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

事業の概要

① 保育支援者の配置

保育支援者は、保育士資格を有しない者であって、保育に係る次の周辺業務を行う。

- ・ 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- ・ 給食の配膳・あとかたづけ
- ・ 寝具の用意・あとかたづけ
- ・ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
- ・ 児童の園外活動時の見守り等
- ・ その他、保育士の負担軽減に資する業務

② 児童の園外活動時の見守り等

保育支援者又は安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者（いわゆる「キッズ・ガード」）が、散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行う。

③ スポット支援員の配置

既存事業の保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助する。

※①と合わせて補助する場合は、①の職員とは別に加配することを要件とする。

実施主体等

【実施主体】 市区町村が認めた者

【補助基準額】 ①保育支援者の配置 1か所当たり 月額100千円

※ 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1か所当たり 月額145千円

・ 勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加

* 保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする

②児童の園外活動時の見守り等 1か所当たり 月額45千円

③スポット支援員の配置 1か所当たり 月額45千円

【補助率】 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4 又は 国：1/2、市区町村：1/2

見直し

令和7年度行政事業レビュー（公開プロセス）の「取りまとめコメント」を踏まえ、特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村の場合、

国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3 又は 国：1/3、市区町村：2/3とする。

令和7年度こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント【抜粋】

6. また、事業の成果を高めるため、すみやかに以下についても検討すべきである。

・ これまでの事業の実施について、「待機児童対策」として東京都をはじめとする都部に集中しているが、各自自治体が抱える保育施策の課題等はさまざまであることから、都部に集中している執行状況の見直し（補助事業の要件など）による合理化を進めるとともに、（中略）、より効果的な人材確保策を検討すべきである。

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

（②、③については、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園も対象）

【実施要件】 保育士の業務負担が軽減される内容や職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）を卒業予定の学生に対する保育所等への就職を促すための取組や、中学生・高校生（以下「中高生」という。）の段階から就職時期までに渡って一貫して保育士としてのキャリア選択を後押しするための組織的な取組を積極的に行っている養成施設に対し、就職促進及びキャリア教育等のための費用を助成することで新規資格取得者の確保を図ることを目的とする。

事業の概要

- 次の（１）～（４）の事業のうち、３事業以上を実施する養成施設に対し、経費の一部を補助する。

（１）中学校や高等学校等と連携した中高生等に対する保育体験講座等の取組

中高生等を対象に、中学校や高等学校、地方自治体、保育関係団体等と連携し、保育士職の紹介、保育所等の見学・体験、大学の講義や、進路指導担当者向けのセミナー、情報提供等、保育士を目指す学生を増やすことを目的とした継続的な活動。

養成施設としての組織的な取組を促す観点から、中学校や高等学校等との連携協定等に基づき、本取組の対象となった中高生等の進学状況のフォローアップや入学者選抜における配慮等の全学又は全学部的な取組を伴うものであること。

（２）学生に対する実習以外の保育現場を体験する機会の提供

養成施設の学生を対象に、保育現場で勤務し、保育士としてのモチベーション向上や離職防止等につながるよう、保育施設等と連携した大学推薦によるインターン制度、実習施設以外での保育現場を体験する機会を提供し、保育現場での就職を促す活動。

養成施設としての組織的な取組を促す観点から、保育現場・自治体等とのインターンシップ協定等に基づき、本取組の対象となった学生の就職・離職状況のフォローアップなどの全学又は全学部的な取組を伴うものであること。

（３）保育職の魅力伝えるキャリア教育等の実施

中高生等、養成施設の学生、潜在保育士等を対象に、近年の働き方・処遇の改善状況、保育士職への期待と現実のギャップ（リアリティショック）等に関する講座や、卒業生（OB・OG）との交流機会の提供など、保育職としての就職意欲を維持・向上を目的としたキャリア教育に係る活動。

本取組の対象となった者の就職志望動向、保育現場への就職・離職状況のフォローアップ等の全学又は全学部的な取組を伴うものであること。

なお、本取組を実施する場合は、保育士・保育所支援センターと連携するよう努めること。

（４）卒業生へのアフターフォローや保育士・保育所支援センターと連携した就職支援の実施

保育現場等に就職した養成施設の卒業生を対象に、保育士の業務上の悩みや課題等を相談対応や、離職した際に他の保育所等への再就職につなげるための、保育所・保育士支援センターへの登録指導やセンターと連携した情報提供等、保育士としての就職継続・離職防止を目的とした活動。

自治体、保育所・保育士支援センター等との連携し、卒業生の保育士としての勤務継続、離職防止を行う等の取組を伴うものであること。

【留意事項】

- ・ 各取組について、採択後３年間の達成目標を実施計画に盛り込むとともに、事業実績報告書においてフォローアップの状況について報告する。
- ・ 都道府県知事は、事業の実施に当たり、交付申請に先立ち事業実施計画書をこども家庭庁まで提出する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県

【補助基準額】 1か所当たり1,120千円（年額）

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／2

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（保育補助者）等を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るとともに、保育補助者の保育士資格取得までの好循環を作ることなどにより、保育人材の確保を行うことを目的とする。

事業の概要

- 保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることや潜在保育士の再就職支援を目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。
 - ・ 保育士資格を有しない保育補助者
保育士の補助を行い、保育士の業務負担を軽減する。
 - ※ 事業者は、保育補助者に対して、資格取得支援事業などの活用による保育士資格の取得（保育士試験又は保育士養成施設卒業）を促す。
 - ・ 保育士資格を有する保育補助者
保育士として就業していない保育士資格を有する者（潜在保育士）が、一定期間保育補助者として従事することで、段階的に保育士として復帰する際の足掛かりとする。
 - ※ 補助対象期間は、1年間を限度とする。

実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】

（定員121人未満の施設） 保育補助者の経験年数 3年未満 1,953千円、3年以上7年未満 2,441千円、7年以上 3,255千円

（定員121人以上の施設） 保育補助者の経験年数 3年未満 3,906千円、3年以上7年未満 4,882千円、7年以上 6,510千円

【補助率】

（都道府県間接） 国：2/3、都道府県：1/6・市区町村（指定都市・中核市除く）：1/6

（市町村直接） 国：2/3、市区町村（指定都市・中核市含む）：1/3

見直し 令和7年度行政事業レビュー（公開プロセス）の「取りまとめコメント」を踏まえ、特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村の場合、以下の補助率とする。

（都道府県間接） 国：1/2、都道府県：1/4・市区町村（指定都市・中核市除く）：1/4

（市町村直接） 国：1/2、市区町村（指定都市・中核市含む）：1/2

令和7年度こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント【抜粋】

6. また、事業の成果を高めるため、すみやかに以下についても検討すべきである。

・ これまでの事業の実施について、「待機児童対策」として東京都をはじめとする都市部に集中しているが、各自治体が抱える保育施策の課題等はさまざまであることから、都市部に集中している執行状況の見直し（補助事業の要件など）による合理化を進めるとともに、（中略）、より効果的な人材確保策を検討すべきである。

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育所等に勤務する保育士や、保育事業者及び放課後児童クラブを対象とした巡回相談、働き方改革や魅力ある職場づくり、保育の質の確保・向上のための支援を行うことにより、保育人材の確保等を図る。

事業の概要

① 保育士支援アドバイザーによる巡回支援

保育士のスキルアップや保護者への適切な対応方法等や働き方の見直し等に関する助言又は指導、保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・充実に図り、働きがいが高められるよう、「保育士支援アドバイザー」による巡回支援を実施。

② 保育事業者支援コンサルタントによる巡回相談

保育事業者に対し、保育所等における勤務環境の改善に関することや、保育の質の向上に関すること、働き方の見直しや定着管理のマネジメント、多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備などの業務改革に向けた助言又は指導を行うため「保育事業者支援コンサルタント」による巡回相談を実施。（保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回支援も補助対象）

③ 放課後児童クラブ巡回アドバイザーによる巡回支援

放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や、子どもの主体的な活動が尊重される質の高い支援に向けた助言・指導等を行うため、「放課後児童クラブ巡回アドバイザー」による巡回支援を実施。

<見直し内容>

以下のメニューについて、「新規卒業者の確保、就業継続支援事業（子ども・子育て支援体制整備総合推進事業）」等に統合を検討する。

- 保育士の働き方の見直しや業務改善等に関して、保育所等の施設長や主任保育士、中堅の保育士などを対象とした働き方改革の啓発セミナーや実践例を用いた研修会等を開催

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

【補助基準額】 ①～③ 各 4,064千円（①及び②については、都道府県が実施し複数配置する場合 8,128千円）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育人材を確保するため、新規資格取得者の確保や就業継続支援、離職者の再就職支援、さらに、保育士の技能の向上に向けた取組など、保育士・保育所支援センター等の関係機関と連携の上、市町村等が主体となって実施する取組に要する費用の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることができる環境を整備する。

事業の概要

1 保育人材等就職支援事業

- (1) 指定保育士養成施設の学生等に対するインターンシップ等の機会の提供
指定保育士養成施設の学生等に対する保育所等におけるインターンシップや職場見学、職場体験等の機会の提供に必要な経費への補助。
【補助基準額】 1市町村当たり484千円
- (2) 高校生及び中学生に対する保育の職場体験や普及啓発活動
高校生や中学生に対する保育所等における職場体験や保育士の仕事の魅力を伝えるためのセミナー等の実施に必要な経費への補助。
【補助基準額】 1市町村当たり229千円
- (3) 職場定着を支援するための研修等の実施
新規に採用される保育士への研修や潜在保育士の職場復帰のための研修等の開催に必要な経費への補助。
【補助基準額】 1市町村当たり594千円 等
- (4) 保育士が相談しやすい体制整備のための相談窓口の設置
保育士が抱える保育現場の悩み等について、保育所長経験者等の外部人材に相談しやすい環境の整備に必要な経費への補助。
※ 保育士・保育の現場の魅力発信事業より移管
【補助基準額】 1市町村当たり4,036千円
- (5) 就職相談会の開催等による求人情報の提供
潜在保育士や新卒保育士（以下「潜在保育士等」という。）に対する就職相談会の開催やメディア媒体を活用した求人情報の提供に必要な経費への補助。
【補助基準額】 1市町村当たり651千円

- (6) 潜在保育士等に対するマッチング支援
潜在保育士等からの相談に応じた就職あっせんや求人情報の提供等、求人を行っている事業者とのマッチングの支援に必要な経費への補助。
【補助基準額】 1市町村当たり5,120千円
 - (7) 就職支援コーディネーターの配置
マッチング支援を円滑に行うための就職支援コーディネーターの配置に必要な経費への補助。
【補助基準額】 1市町村当たり4,700千円
 - (8) 保育人材の確保に関する協議会の開催
保育人材の確保に関する検討等を行う協議会の開催に必要な経費への補助。
【補助基準額】 1市町村当たり4,000千円
 - (9) 保育士・地域限定保育士を目指す者への知識・技術向上支援【拡充】
保育士・地域限定保育士を目指す者を対象に、保育士等として必要となる知識・技術の取得に係る講習や研修、試験の広報等に必要な経費への補助。
【補助基準額】 1自治体当たり5,263千円
- ※ 保育士・保育所支援センターとの連携加算【拡充】
上記（1）から（9）の事業の実施に当たり、保育士・保育所支援センターと連携した場合の加算を検討する。

2 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業

- (1) 保育士の実地派遣及び人材交流等
保育所等に勤務する保育士及び保育従事者が、他の保育所等への実地派遣研修や施設間の人材交流の実施に必要な経費への補助。
【補助基準額】 代替保育士等雇上費：1人1日当たり8,440円 調整費：1人当たり4,000円
- (2) 指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ
保育所等において指定保育士養成施設の学生に対する保育実習の受け入れに必要な経費への補助。
【補助基準額】 実習受入費：1人当たり10,000円 調整費：1人当たり4,000円

実施主体等

【実施主体】 1 保育人材等就職支援事業：市町村、(9)のみ都道府県も含む

【補助割合】 1 保育人材等就職支援事業：国：1/2、都道府県・市町村：1/2

2 保育士キャリアアップ人材交流等支援事業：市町村

2 保育士キャリアアップ人材交流等支援事業：国：3/4、市町村：1/4

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- 保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

事業の概要

<p>1. 保育士修学資金貸付 (個人向け)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け 卒業後、5年間の実務従事(貸付けを受けた都道府県等にある施設)により返還を免除 ※令和8年度募集より、実務従事期間について5年間から8年間に変更【見直し】 ※貸付決定者数 4,439人(令和6年度実績) ○ 保育士養成施設に通う貸付けを受けていない学生を対象に、最終学年時における就職活動に係る費用の一部を貸付け 卒業後、5年間の実務従事(貸付けを受けた都道府県等にある施設)により返還を免除 ※上記の貸付けを含め、令和8年度募集より貸付対象者の家庭の経済状況に係る要件を具体化【見直し】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付額(上限) <ul style="list-style-type: none"> ア 学 費 5万円(月額) イ 入学準備金 20万円(初回に限る) ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る) エ 生活費加算 4~5万円程度(月額) <small>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る</small> ※貸付期間:最長2年間 ○ 就職準備金 20万円
<p>2. 保育補助者雇上支援 (事業者向け) ※ 幼保連携型認定こども園も対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用を貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者の追加配置に必要な費用を貸付け ○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 ※貸付決定者数 138人(令和6年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間:最長3年間 ○ 保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間:最長3年間
<p>3. 未就学児をもつ保育士の 保育所復帰支援 (個人向け)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部貸付けにより、再就職を促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事(貸付けを受けた都道府県等にある施設)により返還を免除 ※貸付決定者数 1,418人(令和6年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間:1年間
<p>4. 潜在保育士の再就職支援 (個人向け)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事(貸付けを受けた都道府県等にある施設)により返還を免除 ※貸付決定者数 1,372人(令和6年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付額(上限) 就職準備金 40万円
<p>5. 未就学児を持つ保育士の 子どもの預かり支援 (個人向け)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所等に勤務する未就学児を有する保育士について、勤務時間(早朝又は夜間)により、自身のこどもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○ 2年間の実務従事(貸付けを受けた都道府県等にある施設)により返還を免除 ※貸付決定者数 7人(令和6年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間:2年間

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助割合】 国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部の補助などにより、保育士等の業務負担の軽減等を図る。保育士等が働きやすい環境を整備することで、保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持を目指す。

事業の概要

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人のこどもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) こども誰でも通園事業所におけるICT化を推進するため、(1)の対象となっていない乳児等通園支援事業を実施する事業所が、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入退室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 医療的ケア児を受入れる保育所等について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。
- (5) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (6) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (7) 都道府県において、保育士資格の登録申請の届出等、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- (8) 児童館において、入退館やこどもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【拡充】(3)について、都道府県主導による広域連携推進のため、新たに都道府県を実施主体に追加

【補助基準額】(1)(ア)業務のICT化等を行うためのシステム導入

- 1 機能の場合・・・1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）
- 2 機能の場合・・・1施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合：90万円）
- 3 機能の場合・・・1施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：110万円）
- 4 機能の場合・・・1施設当たり 80万円（併せて端末購入等を行う場合：130万円）

※ 1施設 1回限り対象。ただし、新たに「キャッシュレス決済」に係る機能を導入する場合には、過去に本補助金を活用して他のシステムを導入している場合でも対象。

※ 保育業務施設管理プラットフォームを導入している施設において、新たに「登降園管理等の業務」に係る機能を導入する場合には、過去に本補助金を活用して他のシステムを導入している場合でも対象。

(イ)翻訳機等の購入 1施設当たり：15万円

(2) こども誰でも通園制度を実施するためのICT機器等の導入 1施設当たり20万円

(3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入

(ア) 1市区町村当たり：5,000千円 (イ) 1施設当たり：1,000千円 (ウ) 1都道府県当たり：10,000千円

※ (ウ)について、都道府県内の広域連携（市町村をまたいだ利用の仕組み）に参加している市町村の病児保育において、他市町村の利用者が予約等できるICTの導入体制を整備する都道府県が対象

(4) 医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入 1施設当たり 20万円

(5) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：20万円

(6) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円

(7) 保育士資格取得等に係るシステム改修 総額99,640千円のうち各都道府県の受験者数の割合等に応じて設定

(8) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 50万円※ 1施設 1回限り対象

【補助率】(1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4（*）国：2/3、市区町村：1/12、事業者：1/4

(2) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4（*）国：2/3、市区町村：1/12、事業者：1/4

(3) (ア)国：1/2、市区町村：1/2

(イ)国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4

(ウ)国：1/2、都道府県：1/2

※ (ア)について、管内の病児保育施設の70%以上に予約システムを導入した自治体 国：2/3、市区町村：1/3

※ (ウ)について、都道府県内の病児保育施設の70%以上に、他市町村の利用者が予約等できるICTシステムを整備した都道府県 国：2/3、都道府県：1/3

(4) 国：1/2、市区町村：1/2

(5) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4 *国：2/3、都道府県・市区町村：1/12、事業者：1/4

(6) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2 (7) 国：1/2、都道府県：1/2 (8) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

※(1)~(3)、(5)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2（*）国：2/3、自治体：1/3
（(1)~(2)、(5)は、特別区及び財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。ただし、(1)、(5)は、園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入する場合のみ、特別区及び財政力指数1.0以上の地方自治体も対象とする。）

* 自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助率を嵩上げ

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに横展開を行うことにより、負担軽減や保育の質の向上効果を保育現場が実感をもって理解する環境を整備するとともに、働きやすい職場環境づくりを通じた将来の保育士を目指す若者への魅力発信にも資する。

事業の概要

- 全国複数拠点において、民間事業者等が自治体と連携し、以下の3つをパッケージとして行うモデル的な取組（「保育ICTラボ」）を行うための経費を支援する。

①先端的な保育ICTのショーケース化

一定の地域内にある先端的な保育ICTを実践している保育所等について、実践公開や導入効果の最大化等を通してショーケース化する取組に対する支援を行う。

※事例の発掘に当たっては、「保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究」とも連携を図る。

※他の保育ICTに係る事業で補助対象となっているシステム・機能に係る導入経費に関しては、本事業の補助対象外。

※実施団体の採択に当たっては、**保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤とも連携して導入効果の最大化を図る取組を優先する。**



②ICTに関する相談窓口・人材育成

ICT導入に関する技術的なサポート対応や、保育施設等においてICT推進のコアとなる人材の育成、ICT活用にあたっての伴走支援を行う外部人材の派遣に係る経費に対する支援を行う。

※実施団体の採択に当たっては、**複数自治体で連携してICT導入の体制整備を行う取組（複数自治体が参画する協議会（自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会）の設置等）を優先する。**



③ネットワーク形成・普及啓発

包括的なICT化の取組を行っている保育施設等や自治体間のネットワーク形成、及びこうした取組の社会的気運を醸成していくための普及啓発に係る経費（自治体内における先端事例の横展開、全国的な先進自治体・施設間のネットワーク形成・情報交換等）に対する支援を行う。

※採択に当たっては、**令和6年度補正予算を活用して実施した取組を基盤にしつつ、当該取組に参画していない自治体や保育施設等を含め、更に横展開していく取組を優先する。**



実施主体等

【実施主体】保育ICTに知見を有する民間事業者等（公募により決定） 【補助率】定額

※民間事業者等が実施主体となり、別途公募により採択された実施団体（自治体と連携する事業者等）による事業の実施を管理。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、保育士という職業や保育の現場の魅力発信や保育士が相談しやすい体制を整備し、保育士確保や就業継続を図る。

事業の概要

- 保育士という職業や保育の現場の魅力発信
国の情報発信のプラットフォームを活用しながら以下の取組みを実施
(具体的な取組)
 - ・ 保育体験イベント
 - ・ 情報発信サイト
 - ・ 進路指導担当や中高生などに対する魅力発信 等

＜見直し内容＞

以下のメニューについて、保育人材等就職・交流支援事業に移管する。

- 保育士が相談しやすい体制整備
(具体的な取組)
 - 保育士の相談窓口（SNS等も含む）の設置
 - ・ 心理職や社労士等を配置し、人間関係や労働条件等に関する相談支援を実施
 - ・ 相談内容に応じて、保育所等に対して、必要な指導・助言

実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、指定都市
- 【補助基準額】 1自治体あたり：8,108千円
- 【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市：1／2

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修を行う際等に要する改修費等の一部を補助する。また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。

事業の概要

- 【対象事業】
 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業 (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
 (4) 認可化移行改修費等支援事業 (5) 家庭的保育改修費等支援事業 (6) 乳児等通園支援事業実施事業所改修費等支援事業

実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額 (R7)】

(1) 新設または定員拡大の場合 (1施設当たり)	利用(増加) 定員19名以下	18,540千円
	利用(増加) 定員20名以上59名以下	33,372千円
	利用(増加) 定員60名以上	67,981千円

老朽化対応の場合 (1施設当たり) 33,372千円

(2) 1事業所当たり	: 27,193千円	(3) 1施設当たり	: 27,193千円	(4) 1施設当たり	: 39,553千円
(5) 保育所で行う場合 (1か所当たり)	: 27,193千円	保育所以外で行う場合 (1か所当たり)	: 2,966千円		
(6) 1事業所当たり	①改修費等: 4,527千円 ②礼金及び賃借料(開設前月分): 600千円				

【補助割合】 (1)～(4) 国: 1/2、市区町村: 1/4、設置主体: 1/4 (*国: 1/2、市区町村: 1/2
 (※)国: 2/3、市区町村: 1/12、設置主体 1/4 (*国: 2/3、市区町村: 1/3
 (5) 国: 1/2、市区町村: 1/2 (※)国: 2/3、市区町村: 1/3
 (6) 国: 2/3、市区町村: 1/12、設置主体 1/4 (*国: 2/3、市区町村: 1/3

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う (1/2→2/3)

○待機児童対策

待機児童が10人以上見込まれる市区町村(保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要)で20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村(保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要)で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等

○乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を実施する市区町村(保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要)

*公立の場合の補助率(2)、(6)に限る

【見直し】「定期借家契約」の賃貸物件については補助の対象外とする。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 認可外保育施設の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設の指導監督基準を満たしていない施設に対して、指導監督基準又は保育所等の設備に関する基準を満たすための改修及び移転等に要する経費を補助することにより、こどもを安心して育てることができる体制整備を行う。

事業の概要

- 認可外保育施設に対して、指導監督基準又は認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。
- 対象事業者は、以下の要件を満たすものとする。

① 指導監督基準を満たすための改修等（令和6年度末までの時限措置を令和11年度末まで延長） 拡充

都道府県と市区町村との連名により、以下（１）、（２）の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

- （１）市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
- （２）都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について

※地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている認可外保育施設について、指導監督基準の全部に適合しない場合についても、一定の安全性や保育の質が確保されると認められる場合に補助の対象として、更なる質の向上を図る取り組みをモデル的に実施する。

② 保育所等の設備に関する基準を満たすための改修等

- （１）職員配置は指導監督基準を満たしていること（有資格者の配置1／3以上）。
- （２）設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
- （３）「認可化移行計画」を策定し、①指導監督基準適合化を図ること、②当該事業による補助を受けた後、認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から5年以内に認可施設・事業への移行を図ることにより、段階的に認可施設・事業への移行を目指すこと。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村 【補助率】 国：1／2、都道府県・市町村：1／4、事業者：1／4

【補助単価】 ①指導監督基準を満たすための改修等 改修費等：1か所当たり19,776千円 移転費：1か所当たり1,484千円

②保育所等の基準を満たすための改修等 改修費等：1か所当たり39,553千円 移転費：1か所当たり6,181千円

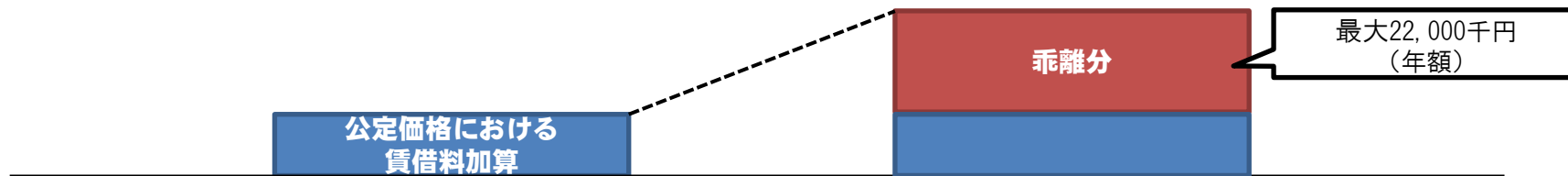
〈保育対策総合支援事業費補助金〉 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- 賃貸物件において保育所等の運営を行う場合、賃借料の実勢価格と公定価格における賃借料加算の収入額が乖離している都市部の保育所等について、その乖離分を補助し、安定的な運営に資するとともに、保育所又は幼保連携型認定こども園の整備に当たり、土地の確保が困難な都市部等での整備を促進するため、土地借料の一部を支援し、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

事業の概要

(1) 賃借料が高い都市部において、賃借料が公定価格の賃借料加算の3倍を超える保育所等について、賃借料加算との乖離分を補助する。



(2) 土地の確保が困難な都市部での保育所整備を促進するため、施設整備補助を受けずに保育所等の整備を行う法人に対し、土地借料の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】 市区町村 (保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要)

【補助基準額】

(1) 1施設当たり 22,000千円

(見直し) 特別区及び財政力指数が1.0を超える市区町村の場合に補助基準額を9/10とする措置は廃止する

* 対象施設は、賃借料加算の「都市部」単価を算定しており、かつ、建物借料が賃借料加算の額の3倍を超える施設等に限る

(2) 1施設当たり 21,200千円

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

(見直し) 令和7年度行政事業レビュー(公開プロセス)の「取りまとめコメント」を踏まえ、特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村の場合、国：1/3、市区町村：5/12、事業者：1/4とする

令和7年度こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント【抜粋】

6. また、事業の成果を高めるため、すみやかに以下についても検討すべきである。
・これまでの事業の実施について、「待機児童対策」として東京都をはじめとする都市部に集中しているが、各自治体が抱える保育施策の課題等はさまざまであることから、都市部に集中している執行状況の見直し(補助事業の要件など)による合理化を進めるとともに、(中略)、より効果的な人材確保策を検討すべきである。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- 保育所、認定こども園の整備等を促進するため、土地など所有者と保育所、認定こども園を運営する法人等のマッチングを行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図る。

事業の概要

【事業内容】

- (1) 土地等所有者と保育所整備法人等のマッチング支援
土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。
- (2) 整備候補地等の確保支援
地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。
- (3) 地域連携コーディネーターの配置支援
保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整など、保育所等の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

※ ただし、(3)については、保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けている市区町村に限る。

【補助基準額】 マッチング事業費	1自治体当たり	6,200千円
整備候補地の掘り起こし強化	1自治体当たり	4,290千円
コーディネーターの配置経費	1か所当たり	4,400千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

〈保育対策総合支援事業費補助金〉 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- 認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業（以下「保育所等」という。）への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行にあたって必要となる経費を補助することにより、保育の供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

事業の概要

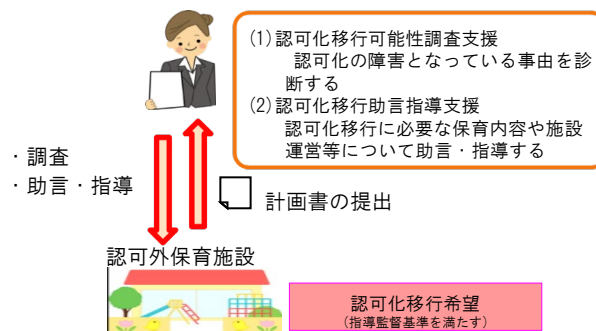
【事業内容】

保育の供給を増やし、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制の整備を目的として、

- ①認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設について、移行の障害となっている事由を調査・診断するほか、
- ②指導監督基準を満たしていない認可外保育施設への指導を行い、移行に向けた計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行うための費用の一部を補助する。

また、認可外保育施設が保育所等へ円滑に移行できるよう、現行の施設では立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要となる費用について支援する。

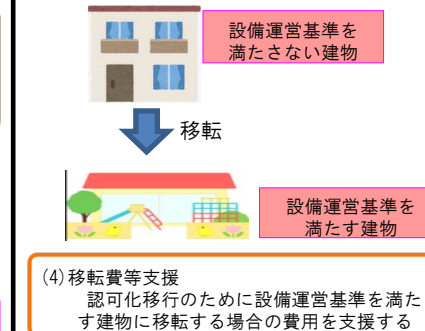
○指導監督基準を満たす認可外保育施設の場合



○指導監督基準を満たさない認可外保育施設の場合



○設備基準を満たさない場合



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助基準額】 (1) 認可化移行可能性調査支援 1施設当たり 548千円 (2) 認可化移行助言指導支援 1施設当たり 490千円
 (3) 指導監督基準遵守助言指導支援 1施設当たり 734千円
 (4) 移転費等支援 1か所当たり 移転費 1,484千円、仮設設置費 4,697千円

【補助割合】 (1)～(3) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2 (4) 国：1/2、市区町村：1/2

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- 送迎バス等を活用することにより、自宅から遠距離にある保育所等の利用を可能にするとともに、保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所（公園、広場、神社境内等。）の利用を可能とすることにより、児童の保育環境を確保し、児童を安心して育てることができるよう体制整備を行う。

事業の概要

(1) こども送迎センター等事業

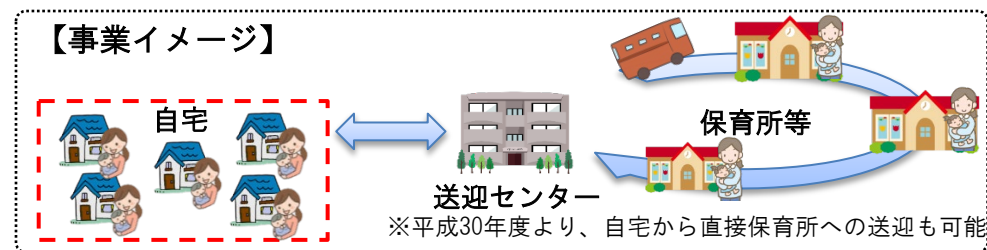
市区町村が設置するこども送迎センター等から各保育所等への子どもの送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

(2) 代替屋外遊戯場送迎事業

各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

(3) こども送迎センター設置改修事業

既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。



実施主体等

【実施主体】市区町村（※）

※①企業主導型保育事業や新制度に移行している幼稚園の一時預かり事業（幼稚園型）等において単独で実施する場合、②新制度に移行していない幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合については、保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を要する

【補助割合】国：1/2、市区町村：1/2

【補助基準額】・保育士雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算） ・運転手雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
・事業費（損害賠償保険含む） 10,202千円（自宅送迎の場合 1,119千円） ・バス購入費 15,000千円
・バス借上費 7,500千円 ・改修費 7,270千円

- 送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとする。
- こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を補助する。
- 保育所等への送迎後の空き時間を有効活用できるよう、保育所等への巡回以外の時間帯において、一時預かり事業等への巡回を可能とする。
- 保育所等の児童の送迎に支障のない範囲で、こども誰でも通園制度の実施施設への児童の送迎を差し支えない。

事業実績

＜こども送迎センター等事業＞ R3：44自治体（71か所） R4：51自治体（86か所） R5：51自治体（86か所）
＜代替屋外遊技場送迎事業＞ R3：3自治体（4か所） R4：3自治体（4か所） R5：3自治体（4か所）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって子どもの福祉の向上を図る。

事業の概要

- 認可外保育施設に従事する職員に対する健康診断の実施に必要な費用を補助する。
- 対象者：認可外保育施設に勤務する保育従事者及び調理担当職員
- 実施要件
 - ① 感染症罹患の有無を発見するため、市区町村が受診の必要を認める検査項目について健康診断を行うこと
 - ② 感染症等に係る健診については、既存の健診制度を活用するなどして柔軟に実施すること

実施主体等

【実施主体】 市町村

【補助率】 国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3（国：1／3、指定都市・中核市：2／3）

【補助単価】 1市町村当たり年額 354千円

〈保育対策総合支援事業費補助金〉 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- 保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要の費用の一部について支援する。

事業の概要

● 【対象事業】

1. 基本改善事業（改修等）

- ①保育所等設置促進等事業（☆）：保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業
- ②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業（☆）：病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業
- ③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業（☆）：物理的に子どもを離れ、各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）を確保し、保育の振り返り等の業務を行うスペースを設置するために必要な改修等を行う事業

2. 環境改善事業（設備整備等）

- ①障害児受入促進事業（☆）：既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業
- ②分園推進事業（☆）：保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業
- ③熱中症対策事業（★）：熱中症対策として、保育所等に冷房設備を設置するための改修等を行う事業
- ④安全対策事業（★）：ア 睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー等）の備品の購入等を行う事業 イ ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業
ウ 性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業
- ⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業（☆）：病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑥放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業（☆）：
放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑦感染症対策のための改修整備等事業（★）：インフルエンザやノロウイルス等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を行う事業
- ⑧保育環境向上等事業（★）： 保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業

【補助制限】

- （★）の事業：補助を受けてから10年経過後に再度補助を受けることができる
- （☆）の事業：補助制限なし

実施主体等

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【補助基準額（R7）】 1. 基本改善事業（①、②） 1施設当たり 7,200千円 (③) 1施設当たり 100千円

2. 環境改善事業（①～③、⑤、⑦、⑧） 1施設当たり 1,029千円 (④) ア 1施設当たり 500千円以内 イ 1施設当たり 200千円以内 ウ 1施設当たり100千円以内
(⑥) 1施設当たり 39,553千円

【補助割合】 2④の事業 国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4 2⑥の事業 国:1/2、市区町村:1/2
それ以外の事業 国:1/3、都道府県:1/3、市区町村:1/3 又は 国:1/3、指定都市・中核市:2/3

【拡充】 2④の事業（安全対策事業）について、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、一時預かり事業、病児保育事業を補助対象に追加する（ただし、すでに2④の事業の対象となっている保育所等で乳児等通園支援事業等を行う場合を除く）。
また、2④のウ（性被害防止対策のための事業）について、居宅訪問型保育（認可・認可外）を行う事業者も、補助対象に追加する。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所等に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図る。

事業の内容

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭におけるこどもを多数（「40%以上」）受け入れている保育所等に対して保育士の加配を行う。

※ 特に配慮が必要な家庭のこどもを「30%以上」受け入れている場合であって、かつ「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する保育所等についても保育士の加配を行う。

また、特に配慮が必要な家庭のこどもが全体の「40%以上」となった上で、外国人家庭のこどもが「20%以上」の場合に、保育士をさらに1名加配または、保育士の代わりに、受け入れる外国人家庭の文化・慣習等に精通した方など、外国人家庭に対する支援を適切に実施できる職員（非常勤可）を1名配置することができる。（文化・慣習等に精通した非常勤職員については、市町村等に配置された者が適宜必要な保育所に巡回し支援を実施することも可能。）

実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 1か所当たり 3,859千円
（外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い（20%以上）場合）

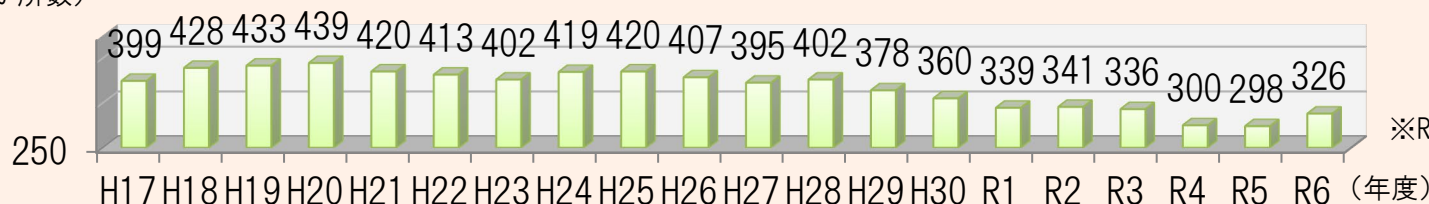
1か所当たり 7,718千円（保育士を配置する場合）

1か所当たり 5,351千円（文化・慣習等に精通した非常勤職員を配置する場合）

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

事業実績

（か所数）



※R6は交付決定ベース

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 保育所等（保育所、認定こども園又は小規模保育事業所）において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者等）の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。

事業の概要

【事業概要】

（1）地域連携推進員の配置

保育所等に、要支援児童等への適切な支援を図るための「地域連携推進員」を配置する。

（2）地域連携推進員の業務

- ① 保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援
- ② 市町村や関係機関と連携し、子どもの状況の把握・共有及び地域の専門機関や専門職等との関係性の構築、個別ケース検討会議に参加し、情報の提供及び共有
- ③ 他の保育所等への巡回支援などの実施
- ④ 運営の円滑化のため、地域の子育て支援や虐待予防の取組等に資する地域活動への参加等の実施



実施主体等

【実施主体】 児童福祉法第25条の2に基づく、要保護児童対策地域協議会を設置し、構成する関係機関等に保育所等の関係者が参加している市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県（以下「市町村等」という。）又は市町村等が認めた者

※市町村等が認めた者へ委託等を行うことも可

【補助基準額】 1か所当たり 4,567千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市町村：1／4（都道府県が実施する場合は国：1／2、都道府県：1／2）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

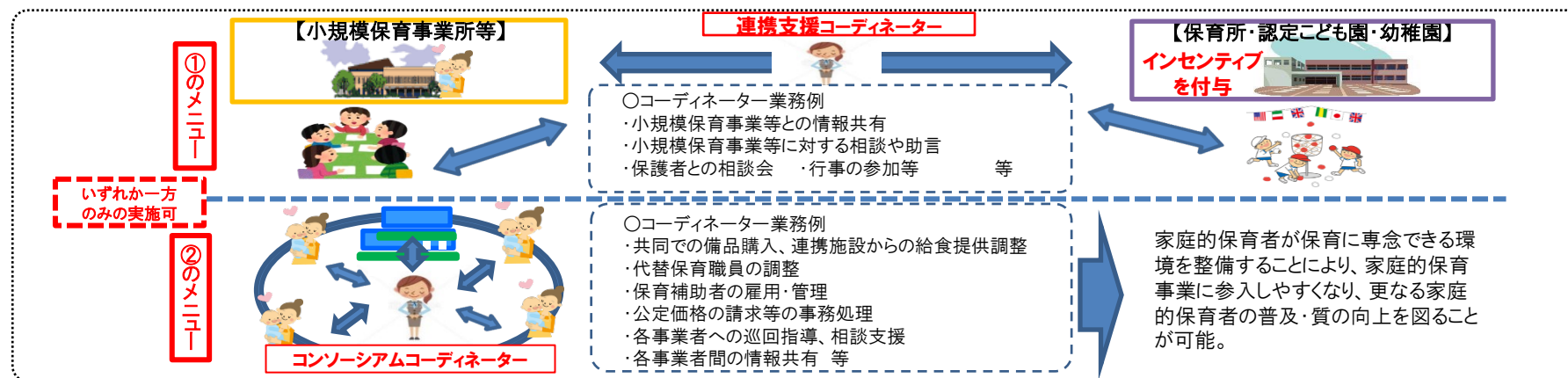
事業の目的

- 保育所等において、満3歳以上の児童の受入れを重点的に行い、家庭的保育事業等を行う者と積極的に接続を行った場合に当該保育所等を支援することにより、家庭的保育事業等を利用する児童の3歳到達時における保育所等への円滑な接続を図る。
- また、家庭的保育者が保育に専念できる環境を整備することにより、家庭的保育事業への参入を促進するとともに、家庭的保育事業の普及及び質の向上を図る。

事業の概要

【事業内容】

- ① 小規模保育事業等との連携を積極的に行う保育所等（公立保育所を含む）に対して、小規模保育事業等への相談・助言や、受入れ保育所等において利用乳幼児に集団保育を体験させるための行事の参加等を行う場合の調整を担う「連携支援コーディネーター」の配置や事務諸経費等に必要な費用を支援する。
- ② 複数の家庭的保育事業者及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行う場合に「コンソーシアムコーディネーター」を配置するために必要な費用を支援する。



実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ① 1か所当たり年額 4,549千円

② 1自治体当たり年額 4,183千円（コーディネーターを2人以上配置する場合は、8,183千円）

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 1歳児クラスの年度当初からの入所は、0歳児クラスからの進級により定員が埋まってしまうため、育児休業期間を切り上げて0歳児からの保育所等への入所を希望する保護者がいることから、育児休業終了後の入園予約の仕組みを設け、1年間の育児休業を取りつつ、職場復帰に向けた保育所入園時期を予め確保することにより、子どもの育ちと保護者の不安を解消する。

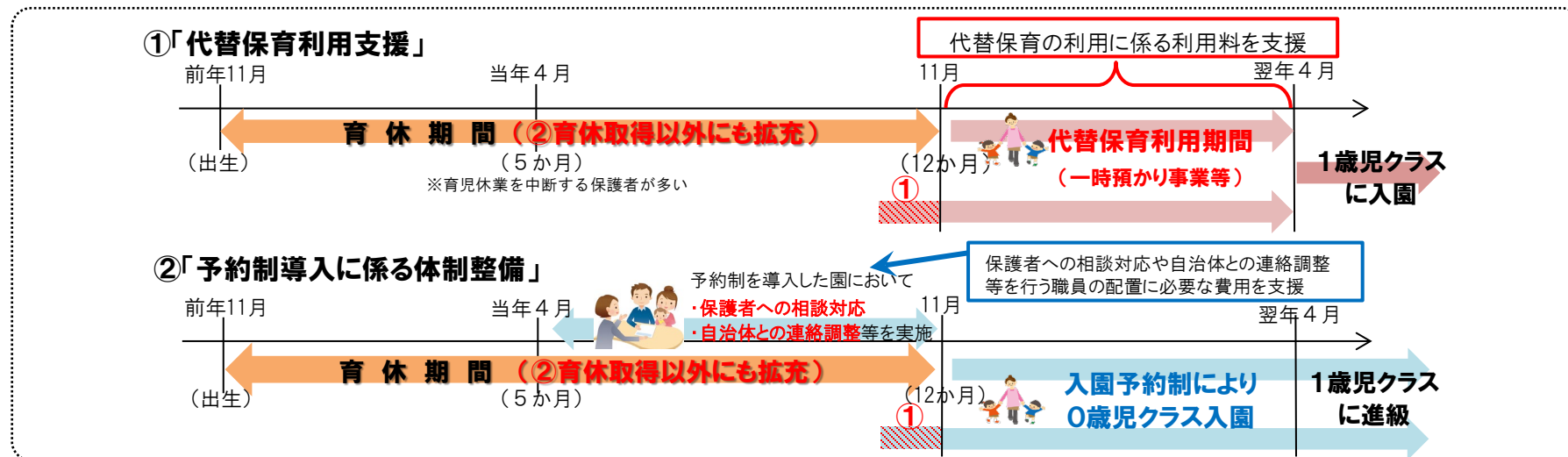
事業の概要

（1）「代替保育利用支援」

育児休業終了後から保育所等に入園する翌4月までの間、利用した代替保育（一時預かり事業等）に係る利用料を支援。

（2）「予約制導入に係る体制整備」

入園予約制を導入した保育所等に対し、子どもの入園までの間、保護者への相談対応や自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用を支援。



実施主体等

【実施主体】市区町村（ただし、保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けている市区町村に限る。）

【補助基準額】①「代替保育利用支援」 子ども1人当たり 20千円（月額）

②「予約制導入に係る体制整備」 施設1か所当たり 2,406千円（年額）

【補助割合】国：1／2、市区町村：1／2

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所等への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

事業の内容

＜管内保育所等＞

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、保育士の研修受講等を行い、医療的ケア児を受入れ。



体制整備等

＜自治体＞

検討会の設置



ガイドライン
の策定

【自治体による看護師確保】
自治体が看護師等の確保をした上で必要な施設に対し、**効果的・効率的な巡回による看護師等の配置を行う。**



検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、**保育所等**施設や保護者との調整等の体制整備を実施。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】

[基本分単価]

- | | | |
|---|----------|---------|
| ① 看護師等の配置 | 1 施設当たり | 5,798千円 |
| (2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,798千円を加算) | | |
| さらに効果的・効率的な看護師配置を目的として自治体等において雇上げた看護師等が巡回して対応する場合 | 1 自治体当たり | 5,491千円 |

[加算分単価]

- | | | |
|---|-----------|---------|
| ② 研修の受講支援 | 1 施設当たり | 300千円 |
| ※看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受講する場合も対象とする。 | | |
| ③ 補助者の配置 | 1 施設当たり | 2,533千円 |
| ④ 医療的ケア児保育支援者の配置 | 1 市区町村当たり | 2,533千円 |
| (喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算) | | |
| ⑤ ガイドラインの策定 | 1 市区町村当たり | 577千円 |
| ⑥ 検討会の設置 | 1 市区町村当たり | 360千円 |
| ⑦ 医療的ケア児の備品補助 | 1 施設当たり | 100千円 |
| (医療的ケア児の個別性に応じて必要となる備品 例：抱っこひも・ベッド等) | | |
| ⑧ 災害対策備品整備 | 1 施設当たり | 100千円 |
| (災害対策として停電時等に必要となる備品 例：外部バッテリー・手動式吸引器等) | | |
| ⑨ 園外活動移動支援加算 | 1 施設当たり | 40千円 |
| ※②、⑤、⑥はそれぞれ単独で補助することを可能とする。 | | |

【補助割合】 国：1/2、都道府県：指定都市・中核市：1/2
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4
国：2/3、都道府県：指定都市・中核市：1/3
国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

医療的ケア児の受入れ体制拡充のため、新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始する自治体については、補助率を嵩上げ。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 保育所等が質の確保に資する各基準を遵守・留意するとともに、保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、保育所等が遵守・留意すべき各基準、事故防止、事故発生時の対応や園外活動等における安全対策等に必要な知識・技術の修得、資質の確保に必要な研修の実施及び各基準の遵守状況、睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面や園外活動等における安全対策等に関する巡回支援指導を行うことにより、安心かつ安全な保育を行うことを目的とする。

事業の概要

- 保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言や、指導監査や立ち入り調査を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用を補助する。

質の確保・向上のための研修事業



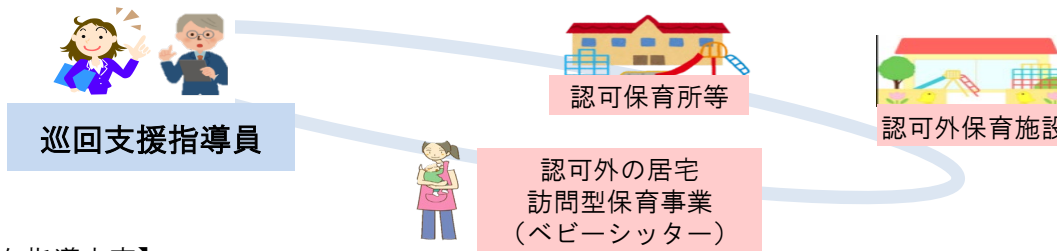
【研修対象者】

保育所等に勤務する保育士等や保育士以外の職員、巡回支援指導員 等

【研修内容】

- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容
- ・ 保育中の事故防止、事故発生時の対応
- ・ 園外活動等における安全対策 等

質の確保・向上のための巡回支援指導事業



【主な指導内容】

- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導
- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起
- ・ 指導監査・立入調査の実施やその準備などの実施補助や、監査後のアフターフォロー
- ・ 園外活動等における安全対策の実地指導

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村

【補助率】国 1 / 2、都道府県・市町村：1 / 2

【補助単価】① 研修事業：1回当たり 376千円

② 巡回支援指導事業：指導員1人当たり 4,062千円

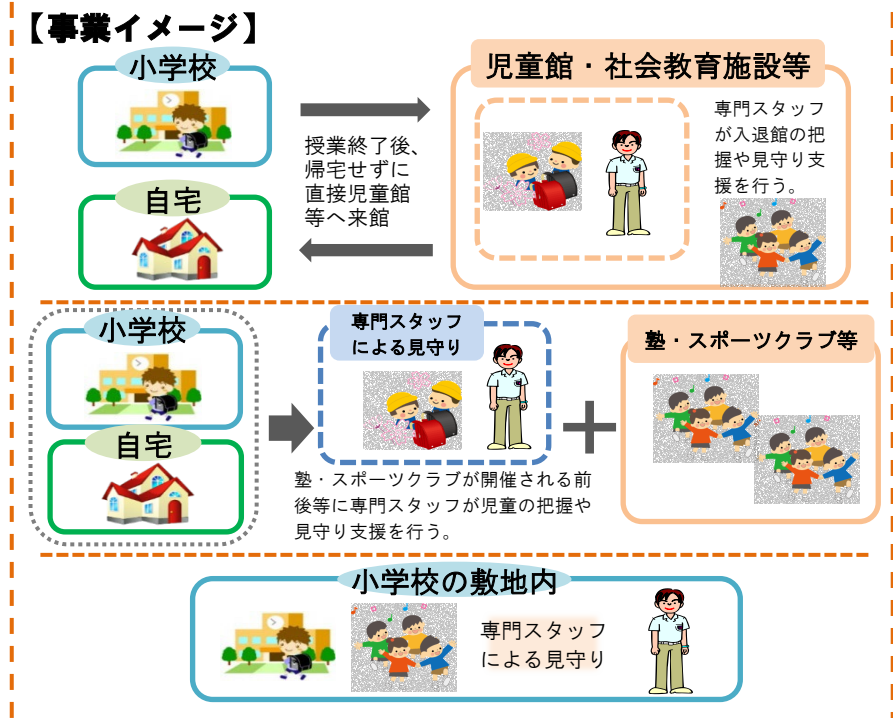
＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、小学校等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。

事業の概要

- 1 対象児童**：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部に就学している児童であり、放課後児童クラブを利用できない児童
- 2 職員体制**：市町村が適当と認めた者を1名以上配置。
- 3 開所日数等**：原則週3日以上、かつ1日2時間以上
- 4 実施場所**：児童館、公民館、小学校、塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用。
- 5 対象事業の要件**
 - (1) 本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。
 - (2) 塾・スポーツクラブなどの習い事をしてこどもが過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。
 - (3) 他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）※市町村が認めた者に委託等可

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】①運営費：1,161千円（年額） ②環境整備のための設備費等：500千円（年額）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- 地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を確保するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業を実施する。

事業の概要

- 保育所、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業など地域子ども・子育て会議が決定する事業と一体的に小規模な放課後児童預かり事業（預かり児童10人程度）を実施する場合には、職員1名分の人件費及び事務諸費等を支援する。
- 保育所などの事業と小規模な放課後児童預かり事業については、連携・協力関係のもとに安全を確保できる体制を構築し、児童の相互交流、職員の共同研修、子育て支援に関する情報交換などを定期的実施。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）※市町村が認めた者に委託等可

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】

- ①運営費：1,161千円（市町村が独自に実施する子育て支援事業及び乳幼児の預かり事業を実施した場合 2,561千円）
- ②放課後児童支援員を配置した場合の加算：905千円
- ③環境整備のための設備費等：2,000千円

事業イメージ



〈保育対策総合支援事業費補助金〉 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- 待機児童対策協議会において、①待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の実情に応じた評価指標（KPI）を設定し、②見える化をすることで、より強力に待機児童対策に取組む自治体を支援する。

事業の概要

1. 受け皿整備等



○待機児童対策協議会推進事業（都道府県）

保育所等の広域利用調整や公有地等の保育所等設置に係る調整や市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開を担う職員を配置

※ 補助基準額 2,993千円

※ 補助割合 国：1/2、都道府県：1/2

2. 保育人材の確保



(1)潜在保育士の再就職支援（都道府県、指定都市、中核市）

保育士・保育所支援センターの事業見直しを踏まえ、待機児童対策協議会参加自治体への支援策について検討

(2)保育人材等就職・交流支援事業（市区町村）

市区町村において、保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）を追加配置

※ 補助基準加算額 4,000千円

3. 地方自治体からの提案型事業

○新たな待機児童対策提案型事業（都道府県、市区町村）

待機児童対策協議会に参加する自治体が実施する、待機児童解消に向けた先駆的な取組を支援

※ 補助基準額 こども家庭庁長官が認めた額（上限10,000千円）

※ 補助割合 国：3/4、都道府県・市区町村：1/4



KPI項目・指標及び見える化

設定及び見える化するKPI項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の実情に応じた達成状況の見える化に適したものとす。

「1. 受け皿整備等」に関するKPI（例）

- ✓ 待機児童数（対前年度減）（市区町村）
- ✓ 認可保育所等に移行した認可外保育施設数（市区町村）
- ✓ 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数（都道府県、市区町村）

「2. 保育人材の確保」に関するKPI（例）

- ✓ 保育士養成校の卒業生の保育所等への就職件数の増加数（都道府県）
- ✓ 潜在保育士の「保育士・保育所支援センター」への新規届出件数（都道府県）
- ✓ 「保育士・保育所支援センター」への求人登録の件数（都道府県）
- ✓ 保育士の平均勤続年数（都道府県、市区町村）



＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- 保育所の2歳児（年度途中で満3歳を迎える児童）について、保育料の無償化との関係で年度の途中において幼稚園に転園するケースが生じていることから、2歳児に限り、年度の当初あるいは途中に比べ、やむを得ない事情により利用児童数が減少してしまうようなケースが生じた場合、地域の在宅低年齢児に対する相談支援を実施するための経費を補助する。

事業の概要

【事業内容】

○前年度における2歳児の各月初日の利用児童数を比較して減少幅が一定程度（※）の保育所等を対象。

※ 「3人以上」かつその影響が「3月以上」（年度当初あるいは最多月に比して3人以上減っている月が3月以上）

○対象保育所は地域の在宅低年齢児に対する相談支援を実施。

実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 100万円

【補助率】 国 1 / 2 市町村 1 / 2

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- 子ども・子育て支援新制度における保育士等の処遇改善への取組をより進めるため、施設等に対する講習会や相談の実施等、処遇改善等加算の取得を促進するとともに、都道府県における特定教育・保育施設等に対する相談・助言体制や確認指導監査体制を強化することで、特定教育・保育施設等の教育・保育の質の向上等を図る。

事業の概要

- (1) 処遇改善事業の要件として求められる研修体制の整備
処遇改善の対象となる、経験・資格・評価に応じた賃金規定に盛り込むべき内容についての講習会の実施等
- (2) 事業者に対する助言・指導
個別の事業者からの賃金規定の整備の手順や既定の内容についての相談に応じるための専門的な相談員（社労士等）の雇上げやコールセンターの設置等
- (3) 指導監督等
処遇改善等加算が、実際に保育士等の賃金に反映されているかについて、各自治体において、財務諸表や、賃金規定及び賃金台帳等を指導監査等の際に確認するための経費を補助

実施主体等

- 【実施主体】 都道府県
【補助割合】 国 1 / 2、都道府県 1 / 2
【補助基準額】 3,000千円

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- 人口減少地域の保育所は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあり、その保育所が運営困難に陥ると、こどもを預けて働く場やこどもが集まる場所がなくなり、地域そのものの維持が難しくなる。このような人口減少が進む状況において、保育所等における地域の人々も交えた様々な取組について支援するとともに、保育所の多機能化に向けた効果を検証することで、地域インフラとしての保育機能の確保・強化を図る。
- また、人口減少が進む状況においては、地域ごとのデータ分析を進め、地域によって異なる課題や事情に応じた支援を行っていく必要があることから、市町村において今後の地域の保育所等についての課題や将来像をEBPM的な視点で検討していくことのできるよう地域分析に係る支援を行う。

事業の概要

(1) 人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業

【事業内容】

- 認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業で行う地域の人々も交えた様々な取組を支援し、具体的な取組内容や運用上の工夫、財政面も含めた運営上の課題など、今後の保育所の多機能化に向けた効果等を検証し、地域における保育機能の確保・強化を図るためのモデルを構築する。

【対象自治体】

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく「全部過疎市町村」（713自治体）、「みなし過疎市町村」（14自治体）及び「一部過疎市町村」（158自治体）又は過疎地域に準ずる市町村（※）
※ 過疎地域に準ずる地域であると市町村において判断される地域を有する市町村

【対象施設】

- 既存の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所であって、地域の維持や発展のために存続が不可欠な施設。
※ 実施施設数は1施設に限定せず、複数の施設を定めて実施することも可能とする。

【対象となる取組】

- ①保育機能を強化する取組 ②乳幼児期以降のこども・若者を支援する取組
③こども・子育て家庭を支援する取組 ④こども・子育て支援以外の様々な支援の取組
⑤地域づくりのための取組

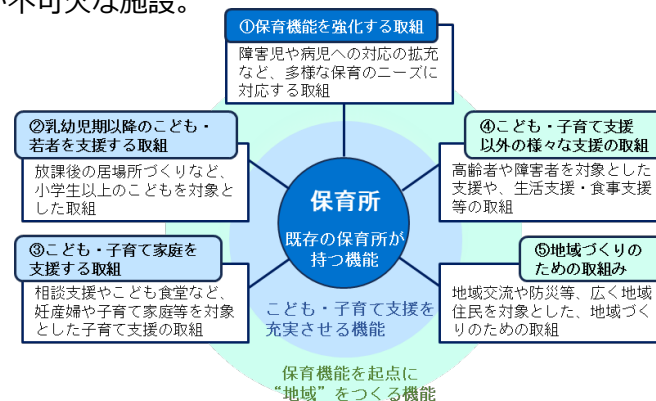
(2) こども・子育て支援の地域分析のためのモデル事業

【事業内容】

- 自治体において、将来的な保育ニーズや保育資源、近隣地域や同規模の他地域との比較などを踏まえた地域分析を行うための費用を一部補助し、自治体における地域分析のモデルを構築する。

【対象自治体】

- 市区町村



実施主体等

【実施主体】 市区町村（市町村が認めた者への委託可） ※実施自治体は国への協議（公募）により採択をうける自治体。

【補助基準額】 (1)及び(2)の事業：（一般型）1自治体あたり 10,000千円 ※自治体における検討会開催や報告書作成の費用を含む。
また、(1)の事業については、各取組の利用料が生じる場合は別途徴収が可能。

(1)の事業：（被災地型）1自治体あたり 15,000千円 ※能登半島地震により被災した能登半島の3市3町で実施する場合。

【補助割合】 国：3/4、市区町村：1/4

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでいることを踏まえ、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）において、新たに保育所等における虐待に係る通報義務等の仕組みを創設した。
- 本事業は、改正法を踏まえ、保育所等における虐待を未然に防止するとともに、虐待対応に係る自治体の体制を強化することを目的とする。

事業の概要

（1）専門人材の活用

都道府県や市町村における虐待対応において、専門的知見に基づき自治体の判断をサポートする専門人材や、こどもの心のケアを行う専門人材、保育所等における虐待防止に係る指導等を行う専門人材、関係機関へのつなぎ支援等を行うための専門人材の派遣を支援する。

（2）虐待対応実務者会議の設置

都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議（虐待対応実務者会議）を開催し、虐待の発生・増減要因の精査・分析、虐待等の判断や指導等の対応方針の検討、連絡・対応体制の構築等の連携強化の取組を支援する。

（3）自治体職員等の対応力強化研修

都道府県職員や市町村職員等を対象とした、効果的な取組事例の紹介等による横展開により対応力の強化を図るための研修の実施を支援する。

（4）保育士等への研修等

保育士等に対する虐待の未然防止に関する研修や、施設長など保育所等内において指導的立場にある者等を対象とした、職員のストレス及びハラスメント対策やこどもの人権擁護の視点に立った保育の実践方法の修得等に関する研修の実施を支援する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

【補助率】 国 1 / 2、都道府県等 1 / 2

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

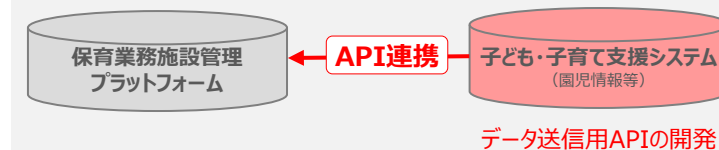
事業の目的

- 保育業務施設管理プラットフォームと自治体の基幹業務システム（子ども・子育て支援システム）との連携のための改修を支援することにより、自治体の事務負担の軽減を最大化する。

事業の概要

- 市区町村が、保育業務施設管理プラットフォームと子ども・子育て支援システムとを連携する等のために、子ども・子育て支援システムの改修を行う場合に、当該改修に必要となる費用を補助する。

【改修のイメージ図】



実施主体等

【実施主体】 市区町村 【補助率】 国 1 / 2、市区町村 1 / 2 ※保育業務施設管理プラットフォームに参画する市区町村を補助対象とする。

令和8年度概算要求額 1兆8,380億円 + 事項要求 (1兆8,002億円)

事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。

事業の概要

- 教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）を利用する際に施設型給付費等を支給する市町村に対し、支給に必要な費用の一部を負担するため交付金を交付する。

【主な事項要求】

◇社会保障の充実

令和8年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費について確保する（消費税引上げ以外の財源も含む）。

◇新しい経済政策パッケージの実施

「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化等については、予算編成過程において検討する。 等

併せて「こども未来戦略」に基づき、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。

実施主体等

【実施主体】 市町村

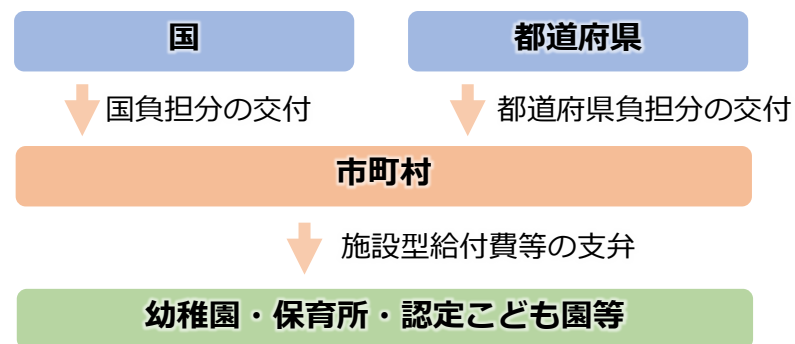
【負担割合】

	国	都道府県	市町村
施設型給付（私立）	1/2	1/4	1/4
地域型保育給付（公私共通）	1/2	1/4	1/4

※公立の施設型給付については、地方交付税により措置

※0～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

※1号給付に係る国・地方の負担については、経過措置あり



令和8年度概算要求額+事項要求 18億円（18億円）

事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、「認可化移行運営費支援事業」及び「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

施策の内容

認可化移行運営費支援事業

認可保育所又は認定こども園への移行を希望しており、かつ、認可保育所の設備及び職員配置に関する基準を満たす見込みのある認可外保育施設に対して、運営に要する費用の一部を補助する事業

幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行に向けて、保育所と同様に11時間の開園（長時間預かり保育）を行う私立幼稚園に対して、運営に要する費用の一部を補助する事業

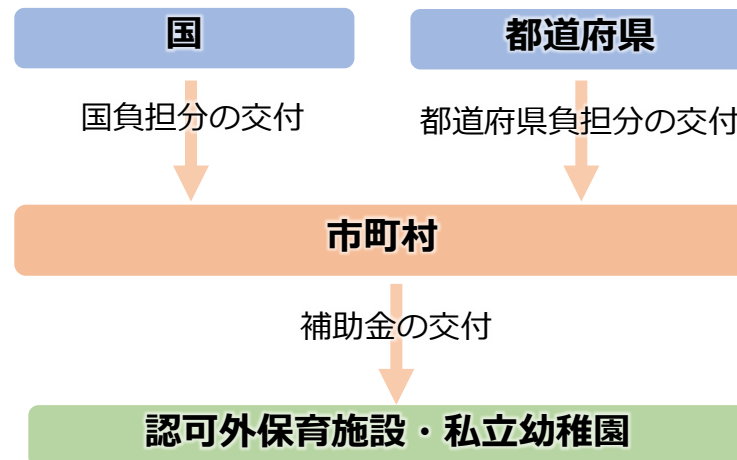
実施主体等

【実施主体】

市町村

【補助率】

- 指定都市、中核市が実施する場合
国 1/2（指定都市・中核市 1/2）
- その他の市町村が実施する場合
国 1/2（都道府県 1/4・市町村 1/4、指定都市・中核市 1/2）



令和8年度概算要求額+事項要求 893億円（914億円）

事業の目的

- 我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度により、市町村に対して交付金を交付する。

事業の概要

市町村は、①の支給要件を満たした子供が②の対象施設等を利用した際に要する費用を支給。

①支給要件

以下のいずれかに該当する子供であって市町村の認定を受けたものが対象

- 3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子供
- 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

②対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である認定こども園、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設（※）、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものが対象。

（※）認可外保育施設については、児童福祉法に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすことが必要。

ただし、令和12年3月末までの間は、都道府県知事が個別に指定する場合に限って、例外的に基準を満たした施設とみなして無償化の対象となる。

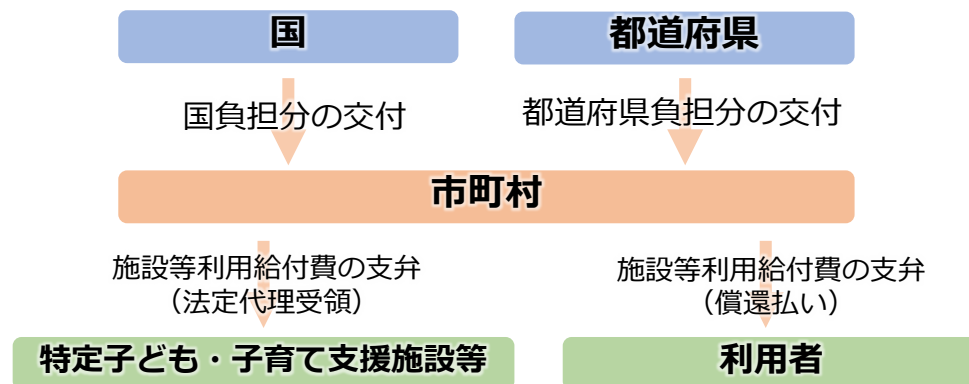
実施主体等

【実施主体】

市町村

【負担割合】

国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4（原則）



令和8年度概算要求額 事項要求（-）

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する乳児等のための支援給付の支給に要する費用を負担することにより、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的とする。

事業の概要

【対象児童】 保育所、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育施設に在籍していない生後6か月から満3歳未満のこども

【実施事業所】 保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター 等において設備運営基準を満たした事業所

【実施方法】 一般型又は余裕活用型

【単 価】 内閣府令で定める予定の月の利用可能時間を上限とした上で、こども一人1時間当たりの単価を設定。
（予算編成過程において検討）
加えて、障害児、要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合の加算の他、必要な加算についても検討する。

実施主体等

【実施主体】
市町村

【負担割合】
支援納付金：1/2 国：1/4 都道府県：1/8 市町村：1/8

令和8年度概算要求額 9億円(10億円)

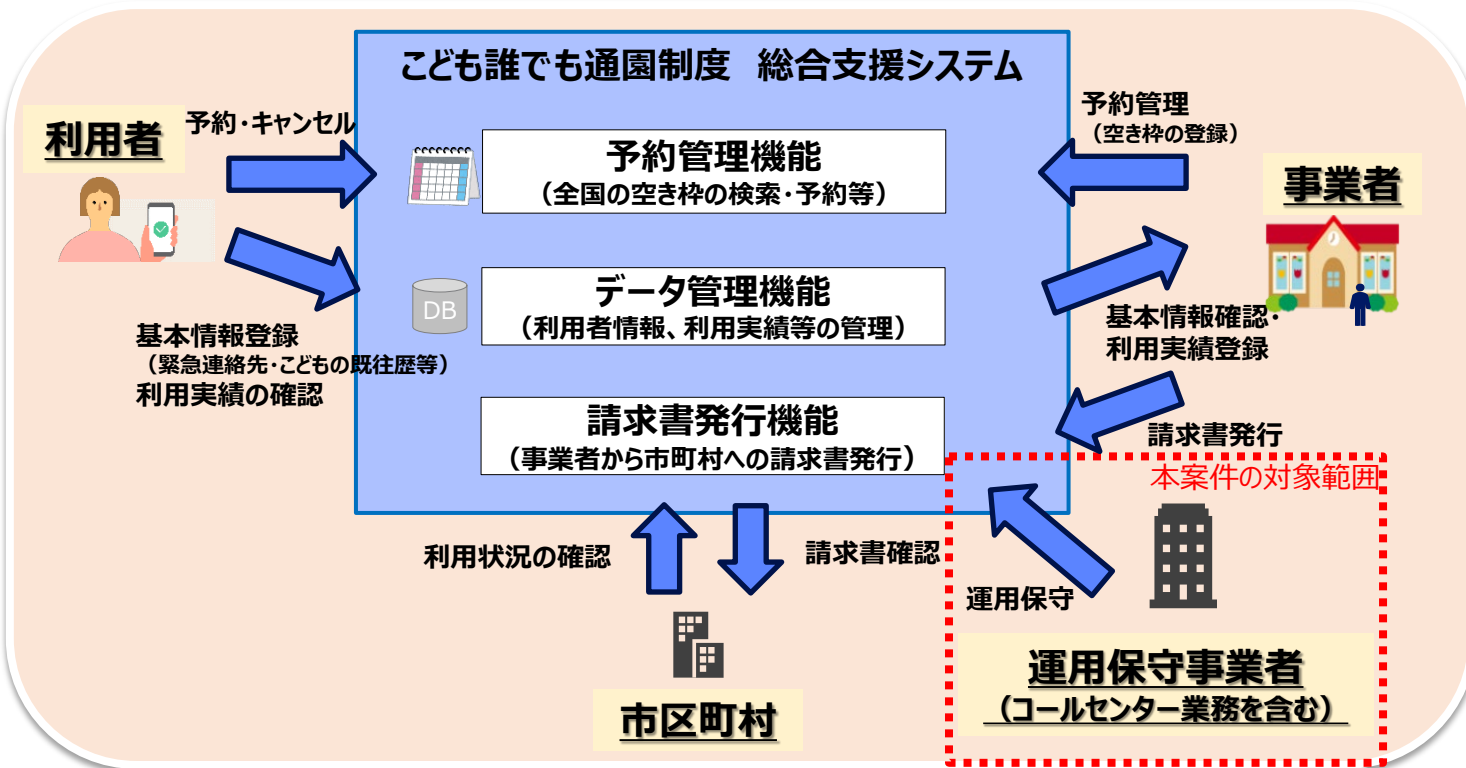
※ ()内は前年度当初予算額

事業の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するための新たな通園給付(こども誰でも通園制度)の創設に当たり整備する、こども誰でも通園制度総合支援システムの運用保守及びコールセンターの設置を行う。

事業の概要

- 総合支援システムにより、
 - ・利用者は空き情報の検索や予約、
 - ・事業者は予約管理や利用実績等のデータ管理、自治体への請求書発行、
 - ・市区町村は利用状況の確認や請求書の確認などを行うことができるよう、運用保守をこども家庭庁が委託により実施する。
また、併せてコールセンターについても設置する。



実施主体等

【実施主体】国(委託により実施)

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和8年度概算要求額 2,267億円の内数＋事項要求（2,219億円の内数）

事業の目的

- 待機児童の解消等を図るため、子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に円滑に利用できるように、主に市町村の窓口での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

事業の概要

- 主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

《職員配置》 専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

【実施主体】 市町村（特別区を含む）※

【補助率】 国2/3（都道府県1/6、市町村1/6）

【実施か所数】 R4年度378か所 → R5年度382か所

【令和8年度補助基準額案】

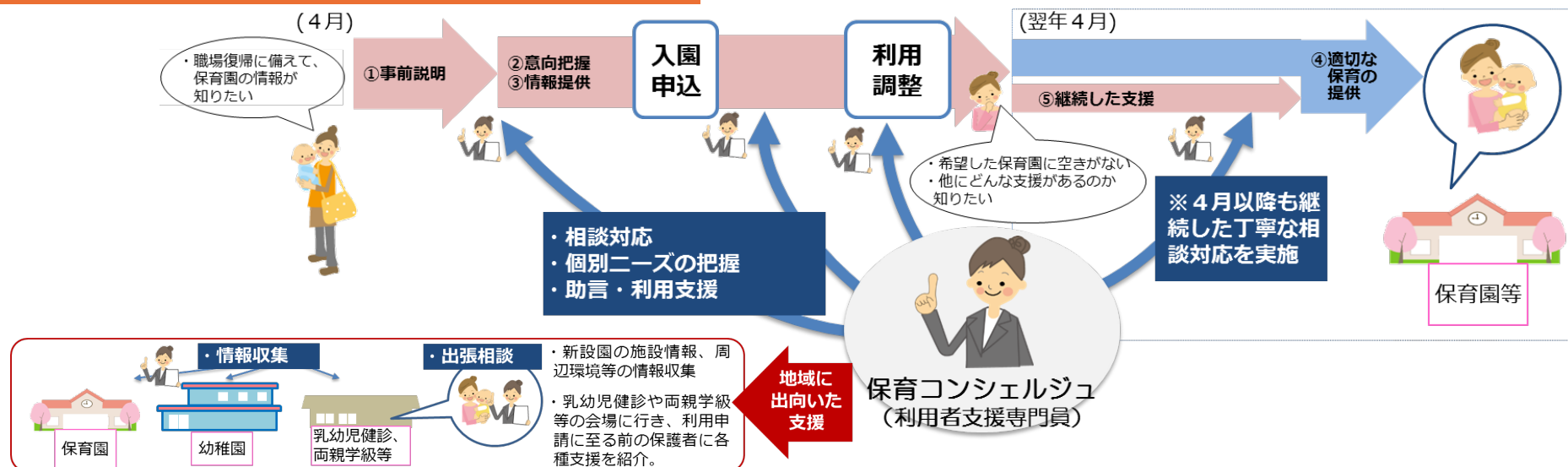
①基本分 3,446千円

②加算分

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応
1,646千円	886千円	1,047千円	2,194千円	805千円	878千円

※保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けている市区町村に限る

事業実施イメージ（保護者に「寄り添う支援」の実施）



<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度概算要求額 2,061億円の内数+事項要求 (2,013億円の内数)

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当 (1,146億円)

事業の目的

- 保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。

事業の概要

(1) 一般型

標準時間認定：11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業

短時間認定：各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業

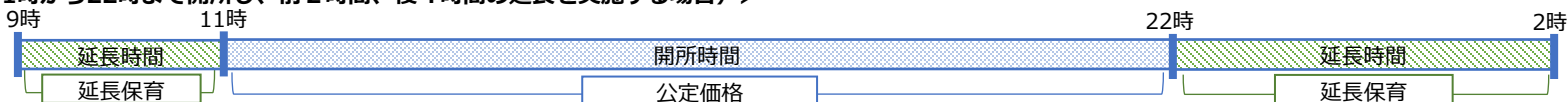
(2) 訪問型（平成27年度創設）

居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超えて保育を実施する事業

<一般的な保育所等（7時から18時まで開所し、後4時間の延長を実施する場合）【標準時間】>



<夜間保育所（11時から22時まで開所し、前2時間、後4時間の延長を実施する場合）>



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区含む。）

【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【主な令和7年度補助基準額】※括弧は夜間保育所（夜間延長分に限る）の補助基準額

① 保育短時間認定（保育所：在籍児童1人当たり年額）

1時間延長： 21,200円

2時間延長： 42,400円

3時間延長： 63,600円

② 保育標準時間認定（保育所：1事業所当たり年額）

30分延長： 600,000円

1時間延長： 1,760,000円（1,988,000円）

2～3時間延長： 2,761,000円（2,989,000円）

4～5時間延長： 5,804,000円（5,918,000円）

6時間以上延長： 6,835,000円

○ 配置基準改善加算（保育所：1事業所当たり年額）※平均対象児童数が21人以上の施設のみ

30分延長： 150,000円 4～5時間延長： 1,350,000円

1時間延長： 300,000円 6時間以上延長： 1,950,000円

2～3時間延長： 750,000円

【実績】

<実施か所数>

令和3年度：29,277か所（公立6,575か所、私立22,702か所）

令和4年度：29,535か所（公立6,427か所、私立23,108か所）

令和5年度：29,755か所（公立6,256か所、私立23,499か所）

<年間実利用児童数>

令和3年度：893,990人（公立201,262人、私立692,728人）

令和4年度：915,022人（公立195,215人、私立719,807人）

令和5年度：948,778人（公立198,712人、私立750,066人）

※ 公立施設については、平成17年度に一般財源化

※ こども家庭庁保育政策課調べ

＜子ども・子育て支援交付金＞令和8年度概算要求額 2,061億円の内数+事項要求(2,013億円の内数)

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当(1,146億円)

事業の目的

- こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

事業の内容

(1) 病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(2) 体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

(3) 非施設型(訪問型)

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

実施主体等

【実施主体】市町村(特別区を含む。)

【補助率】：国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

【主な令和7年度補助基準額(病児対応型1か所当たり年額)】

基本分単価：8,808,000円(うち改善分2,538,000円) **【拡充】**

加算分単価：1,130,000円～40,800,000円

当日キャンセル対応加算：247,900円～1,005,000円

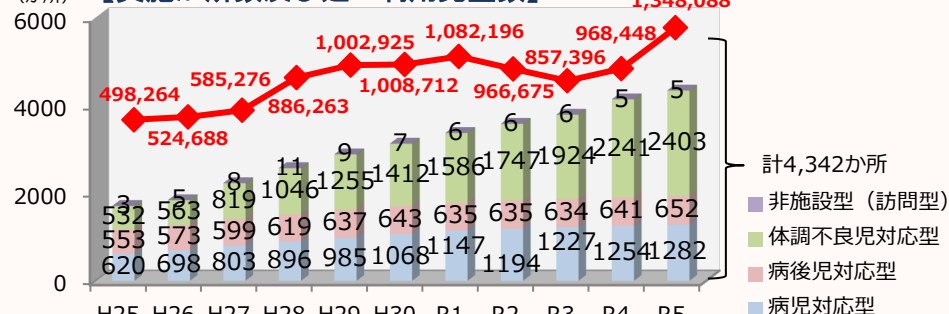
感染症対応加算：1,300,000円



【拡充】基本分単価(改善分)の要件拡充

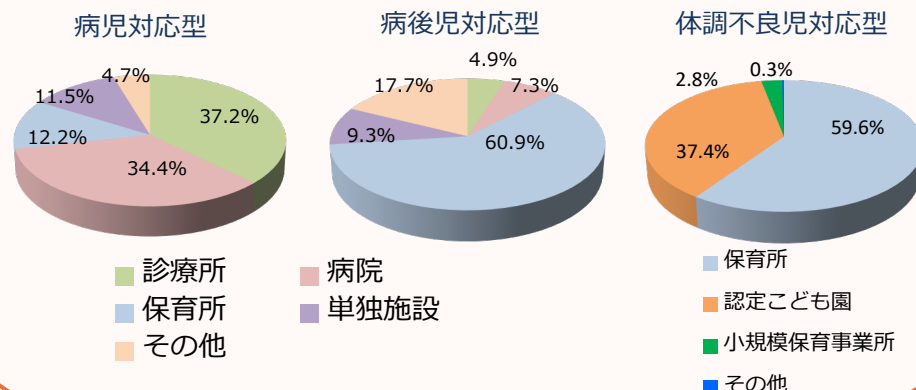
市町村間の広域連携(市町村をまたいだ利用者の受入れ)を行い、利用者が予約等できるICTを導入している施設について、基本分単価(改善分)の適用要件の対象に追加。

【実施か所数及び延べ利用児童数】



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
 ※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計
 ※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。
 (前年同月の延べ利用児童数を上限)

【実施場所】



<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度概算要求額 2,061億円の内数+事項要求 (2,013億円の内数)

事業の目的

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する。

事業の概要

- (1) **一般型**：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- (2) **余裕活用型**（平成26年度創設）：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
- (3) **幼稚園型Ⅰ**（平成27年度創設）：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
- (4) **幼稚園型Ⅱ**（平成30年度創設）：幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
- (5) **居宅訪問型**（平成27年度創設）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【令和8年度補助基準額案】（一般型基本分）：1か所あたり年額 1,539千円（※）～55,262千円

（※）補助基準額をベースアップするとともに、令和7年度行政事業レビュー（公開プロセス）の「取りまとめコメント」を踏まえ、延べ利用児童数うち管内乳幼児人口超過分にかかる国庫負担を見直し、当該分の補助基準額の調整を実施

令和7年度子ども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント【抜粋】

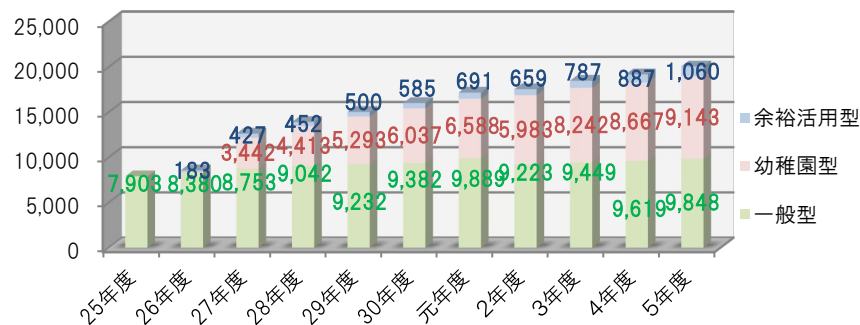
6. また、事業の成果を高めるため、すみやかに以下についても検討すべきである。

・これまでの事業の実施について、「待機児童対策」として東京都をはじめとする都市部に集中しているが、各自治体が抱える保育施策の課題等はさまざまであることから、都市部に集中している執行状況の見直し（補助事業の要件など）による合理化を進めるとともに、（中略）、より効果的な人材確保策を検討すべきである。

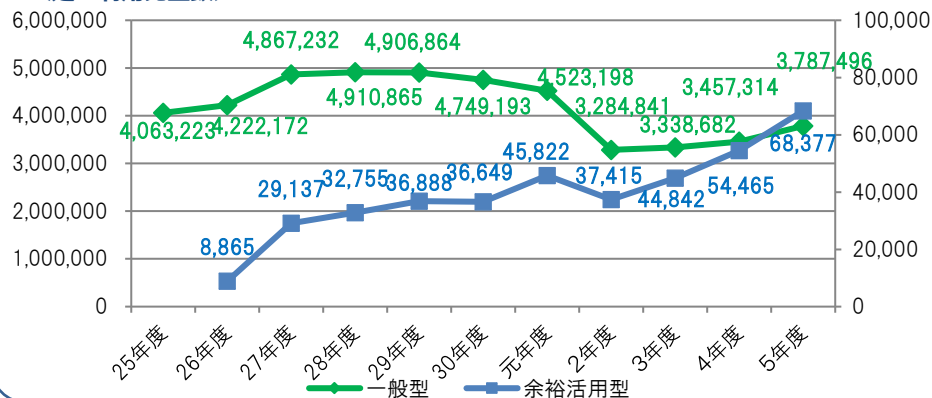
【実績】

◇ 幼稚園型Ⅰ・Ⅱについても単価の見直しを検討

<実施か所数>



<延べ利用児童数>



<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度概算要求額 2,061億円の内数+事項要求 (2,013億円の内数)

事業の目的

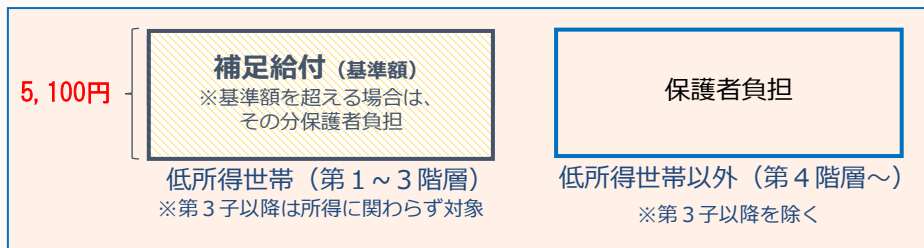
- 低所得で生計が困難である者等のこどもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図る。

事業の概要

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①**食事の提供に要する費用**及び②**日用品、文房具等の購入に要する費用**等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する。

①給食費（副食材料費）

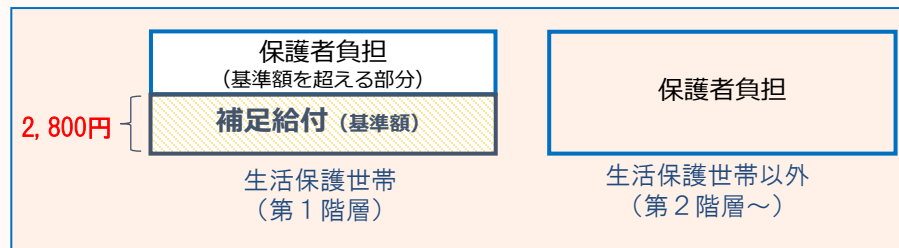
※新制度に移行していない園に限る



※新制度園（1号認定）の副食材料費については、公定価格の副食費徴収免除加算が支給されている
※特別支援学校幼稚部については、特別支援教育就学奨励費補助制度があるため対象外

②教材費・行事費等（給食費以外）

※施設型給付又は地域型保育給付を受ける園のみ



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

※「実費徴収に係る補足給付事業」は、地域子ども・子育て支援事業の1つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定。

※①給食費（副食材料費）の対象（2019年10月～）は、新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合。給食の実施方法・形態は問わない（外部搬入で実施している場合、ミルク給食のみを実施している場合も対象）。ただし、家から持参するお弁当は、そもそも給食に該当しないため対象外。

【補助率】：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【令和8年度補助基準額案(1人当たり月額)】

- ① 給食費（副食材料費）：5,100円
- ② 教材費・行事費等（給食費以外）：2,800円

【実績（令和5年度）】

- ① 給食費（副食材料費） 1号認定：6,133か所、62,918人
- ② 教材費・行事費等 1号認定：659か所、1,072人
- 2号認定：2,938か所、5,972人
- 3号認定：1,971か所、2,968人

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和8年度概算要求額 2,061億円の内数+事項要求 (2,013億円の内数)

事業の目的

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、

- ・多様な事業者の新規参入の支援
- ・私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制の構築
- ・小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担軽減を図り、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。

事業の概要

1 新規参入施設等への巡回支援 (平成26年度創設)

○ 住民ニーズに沿った多様な保育を提供していく上で、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入事業者に対する相談・助言等の巡回支援の実施に必要な費用の一部を補助する事業。

2 認定こども園特別支援教育・保育経費 (平成27年度創設)

○ 私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるため、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業。

3 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 (令和3年度創設)

○ 幼児教育・保育の無償化の対象とならないものの、地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する。

実施主体等

【実施主体】市町村(特別区を含む。) 【補助率】国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

【令和7年度補助基準額】

- ① 新規参入施設等への巡回支援 1施設当たり年額：400,000円
- ② 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象子ども1人当たり月額：65,300円
支援対象：特別な支援が必要な子どもが在籍する施設 ※対象子どもが1人在籍する施設については、別途補助要件を設定
- ③ 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 対象幼児1人当たり月額：20,000円
ただし、利用する施設等の過去3カ年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

【実績】

(単位：巡回支援と特別支援はか所、集団活動の利用支援は市区町村)

	H26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
巡回支援	247	780	931	956	989	884	884	724	591	516
特別支援	-	111	94	140	277	292	336	427	552	658
集団活動事業の利用支援	-	-	-	-	-	-	-	89	134	137

令和8年度概算要求額 2,330億円（2,330億円）

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの提供を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とする。

事業の概要

- 企業等が、平成28年4月以降に新設した保育施設の整備費・運営費を補助。
- 平成28年度に制度を創設し、定員11万人分の受け皿の整備に向けて取り組んできたところ。
- 令和3年度募集結果を受け、定員11万人を概ね確保。（令和4年度以降は新規募集及び増員なし）

【事業の特色・メリット】

- 働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供可能（休日・早朝・夜間等）
- 施設整備費・運営費は認可施設並みの助成
- 複数企業による共同設置や共同利用が可能
- 地域の子どもの受け入れも可能
- 子育てに優しい企業であるとの企業イメージが向上し、優秀な人材の採用・確保にも有効

＜施設定員の設定例＞



実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

【令和5年度助成決定（令和6年3月31日時点）】
4,423施設 104,888人分

【予算額の推移】

〔単位：億円〕

年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
予算額	1,309	1,697	2,016	2,269
年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
予算額	1,929	1,838	2,044	2,307

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

事業の概要

● ベビーシッター派遣事業

多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援する。

（補助額：2,200円/枚 利用可能枚数：児童1人につき1回2枚、1家庭当たり月24枚、年間280枚まで） ※デジタル化対応済
（利用企業が負担する割引券利用手数料：大企業8%、中小企業3%）

● ベビーシッター研修事業

ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。

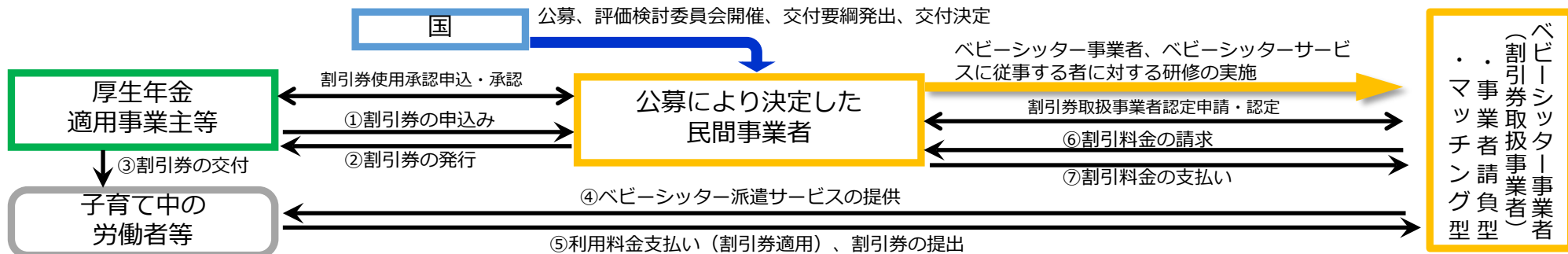
実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定） 【補助率】定額

【補助額】

- ベビーシッター派遣事業 事業費：1,555百万円 事務費：48百万円
- ベビーシッター研修事業 事業費：27百万円 事務費：21百万円

【事業の仕組み】



事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、労働者に係る育児休業等の取得を促進するなど、子ども・子育て支援に積極的に取り組んでいる事業主に助成金を支給することで、企業における子ども・子育て支援環境の整備を促進し、仕事と子育ての両立に資することを目的とする。

事業の概要

● 企業からの申請により、助成金（定額）を支給。令和3年10月1日から、令和9年3月31日までの措置として実施。

※ 保育所等の運営費（0歳から2歳児）の事業主拠出金の追加拠出期間（令和7年度まで）に子育て支援環境を整備した企業等に支援を行うため、令和8年度末まで助成事業を実施する。

【対象企業】

雇用する労働者の子育ての支援に積極的に取り組む企業

次世代育成支援対策推進法に基づき、

- プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定（1つの認定につき各年度助成（要申請））
- くるみん認定、くるみんプラス認定〔1回の認定につき1回限り助成（認定の当年度又は翌年度に助成）〕

を取得している中小企業*（従業員300人以下規模の企業）

* 企業における子育て支援環境の整備、育児休業等の取得の促進のため、企業数に比して認定企業数の割合が低い中小企業に対して支援を行うこととする。

実施主体等

【実施主体、補助率】

民間団体（公募により決定）、定額

【助成額】

上限50万円/企業

（参考）

	くるみん [R5.4~R6.3]	くるみん累計
認定企業数	350企業	4,481企業

※認定企業数は大企業及び中小企業の合計数

＜こども政策推進事業費補助金＞
令和8年度概算要求額 0.3億円（0.4億円）

事業の目的

- ベビーシッターが認可外保育施設指導監督基準の有資格者要件を満たすための研修機会や有資格者要件を満たしたベビーシッター向けの更なる研鑽のための研修機会を増加させることにより、ベビーシッターの更なる質の向上を図る。

事業の概要

- ベビーシッターに対する研修等に関する実績及び全国的に研修等を提供できる体制を有する民間事業者において行う、以下の取組を総合的に支援する。
 - ① 指導監督基準を満たすための研修の平日夜や土日の実施のほか、更なる研修受講推進のための円滑な研修実施に向けた取組。
 - ② 既に指導監督基準を満たすベビーシッターに対する、その質の維持・向上を図るためのフォローアップ研修等の実施のほか、質の高いベビーシッターの養成を推進するための取組の実施。

実施主体等

【実施主体】 民間事業者（公募により決定）

【補助率】 定額

令和8年度概算要求額 26億円の内数（-億円）

事業の目的

- 給付・監査等の保育業務のワンズオンリーを実現する保育業務施設管理プラットフォームについて、機能改善のための改修を行うことにより、保育士等の事務負担を軽減し、こどもと向き合う時間を確保するとともに、自治体担当者の事務負担を軽減し、保育の質の向上に関わる業務に注力できるような環境を整備する。

事業の概要

- 保育施設等や自治体の利用しやすさ及び更なる業務負担【システムのイメージ図】※赤字部分が令和8年度実装対象

の軽減を行うために、以下の必要な改修を行う。

(令和8年度における機能改修内容)

1. 給付関係

- ✓ 施設型給付（広域請求部分）
- ✓ 施設等利用給付
- ✓ 延長保育事業
- ✓ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

2. 監査関係

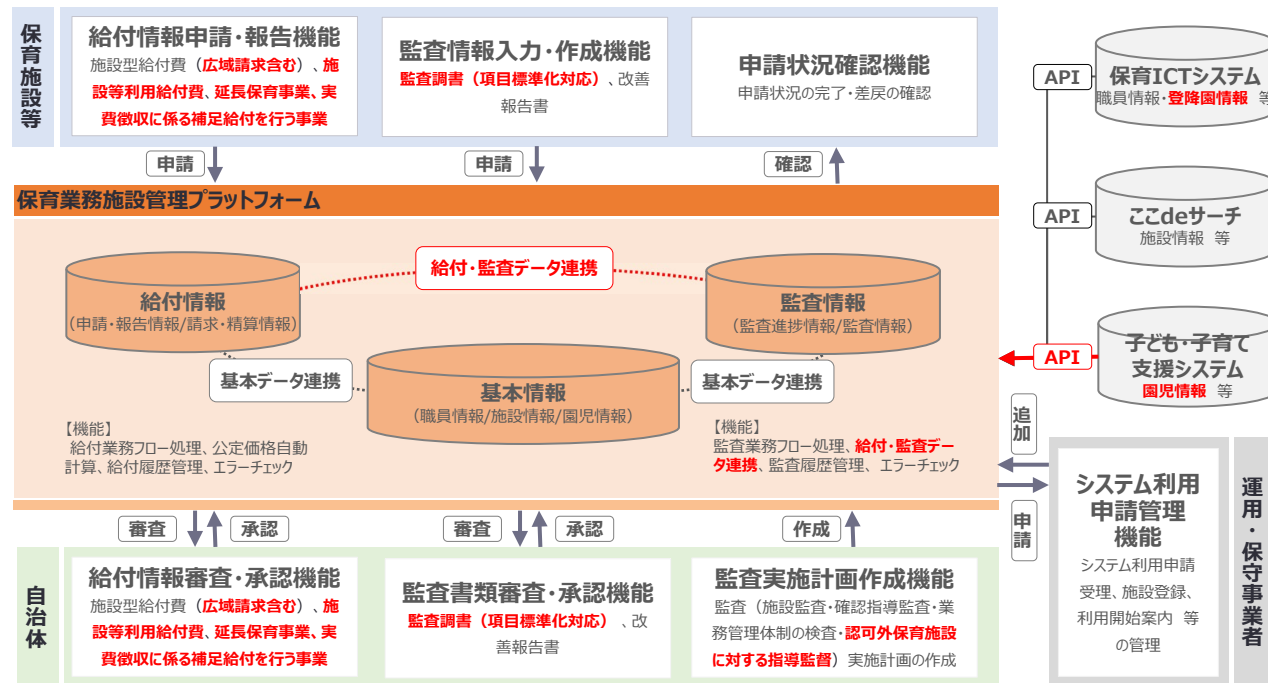
- ✓ 監査調書等の入力（項目標準化対応）
- ✓ 認可外保育施設に対する指導監督

3. データ連携関係

- ✓ 給付・監査データ連携
- ✓ 保育ICTシステムとの登降園情報のAPI連携
- ✓ 子ども・子育て支援システムとのAPI連携（施設管理PF側）

を整備する。

※令和8年度の工程管理・調達支援、令和9年度のシステム改修に係る要件定義支援も上記予算額の中で実施。



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

令和8年度概算要求額 26億円の内数（-億円）

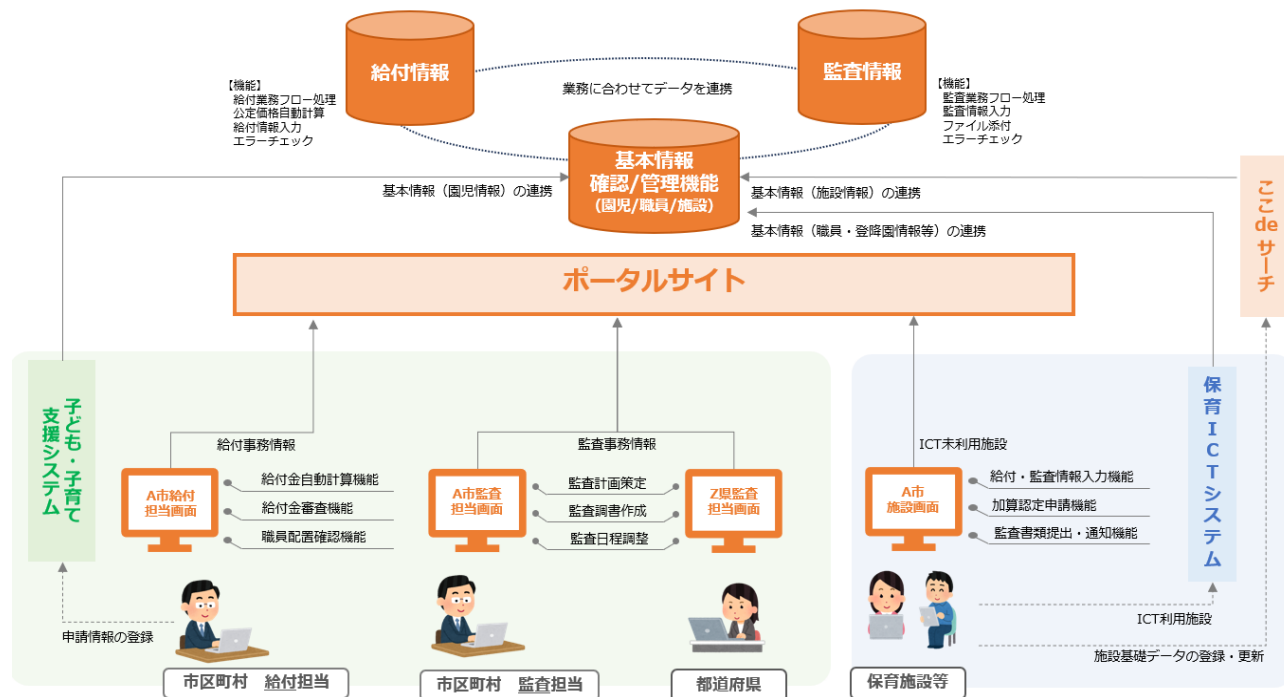
事業の目的

- 給付・監査等の保育業務のワンズオンリーを実現する保育業務施設管理プラットフォームについて、自治体及び保育施設等の職員がスムーズな利用及び持続的なサポートを行うため、運用保守を行う。

事業の概要

- 令和8年度より本格稼働する保育業務施設管理プラットフォームでは初期の実装範囲として以下の機能を実装する。
 - ✓ 給付請求等入力機能（加算認定申請等）
 - ✓ 給付金自動計算・審査機能（職員配置、公定価格計算等）
 - ✓ 監査書類提出・通知機能（実施通知、結果通知等）
- 自治体職員及び保育施設等職員が、上記の機能を用いて業務を行うに当たり、持続的なサポートを行うため、運用保守をこども家庭庁が委託により実施する。

【システムのイメージ図】



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

令和8年度概算要求額 10億円の内数（-億円）

事業の目的

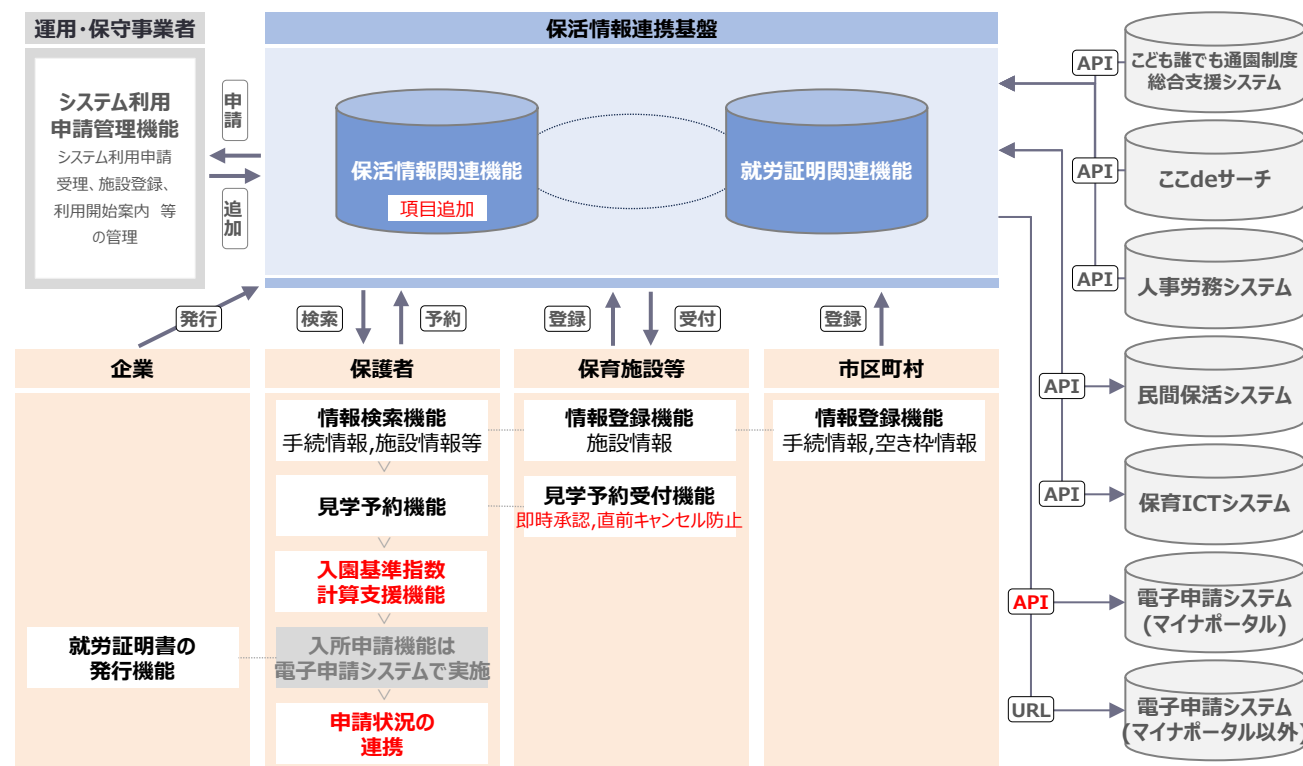
- 保活に関する一連の手続（就労証明書の提出含む。）のオンライン・ワンストップを実現する保活情報連携基盤について、機能改善のための改修を行うことにより、保育施設への入所手続の円滑化並びに当該手続における保護者及び保育施設等の負担の軽減を図る。

事業の概要

- 保護者や保育施設等の更なる負担軽減のために、以下の機能を実装するための改修を実施する。
 - ✓ 就労証明書発行におけるマイナポータルとのAPI連携（通知等連携）
 - ✓ 入園基準指数計算支援機能
 - ✓ 見学予約の即時予約承認機能
 - ✓ 見学の直前キャンセル防止機能
 - ✓ 管理項目（保育園の周辺環境・通園時の持ち物）の追加
- デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した東京都の実証基盤を保活情報連携基盤へ移行するための改修を実施する。

※令和8年度の工程管理・調達支援、令和9年度のシステム改修に係る要件定義支援も上記予算額の中で実施。

【システムのイメージ図】 ※赤字部分が令和8年度実装対象



実施主体等

- 【実施主体】国（委託により実施）

令和8年度概算要求額 10億円の内数（-億円）

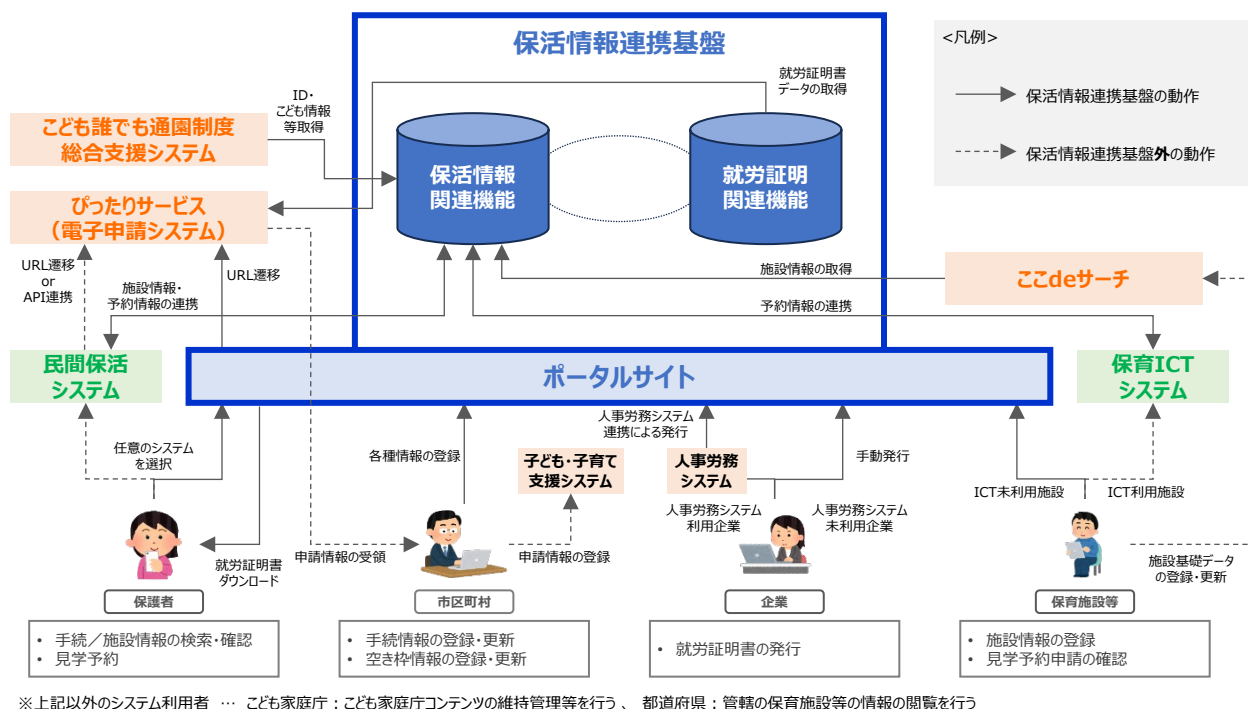
事業の目的

- 保活に関する一連の手続（就労証明書の提出含む。）のオンライン・ワンストップを実現する保活情報連携基盤について、保護者、市区町村、企業及び保育施設等の職員のスムーズな利用及び持続的なサポートを行うため、運用保守を行う。

事業の概要

- 令和8年度より稼働する保活情報連携基盤では 初期の実装範囲として以下の機能を実装する。
 - ✓ 保護者が利用する民間保活システム
 - ✓ 保育施設等の保育ICTシステム
 - ✓ 民間の人事労務システム
 - ✓ 自治体の電子申請システム
 等と連携し、
 - ① 手続／施設情報の検索・確認、見学予約（保護者向け）
 - ② 手続／空き枠情報の登録（市区町村向け）
 - ③ 就労証明書の発行（企業向け）
 - ④ 施設情報の登録、見学予約申請の確認（保育施設等向け）
- 保護者、自治体職員、企業及び保育施設等職員が、上記の機能を用いて手続・業務を行うにあたり、持続的なサポートを行うため、運用保守をこども家庭庁が委託により実施する。

【システムのイメージ図】



実施主体等

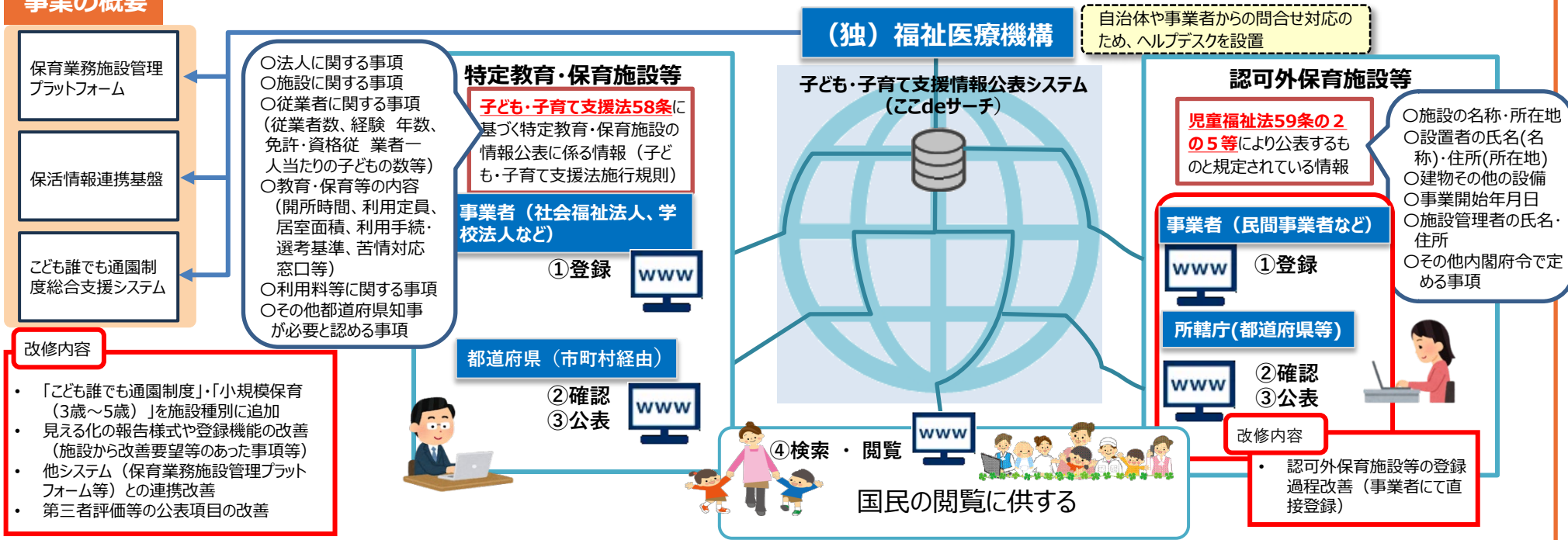
- 【実施主体】国（委託により実施）

令和8年度概算要求額 10億円（2億円）

事業の目的

- 子ども・子育て支援法第58条の規定に基づく特定教育・保育施設等の情報公表及び幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設等の情報公表について、全国の施設・事業情報をインターネット上で直接検索・閲覧できる環境を構築し、安定した運用を行うことを目的とする。
- 令和8年度においては、「こども誰でも通園制度」・「小規模保育（3歳～5歳）」を施設種別に追加、見える化の報告様式や登録機能の改善（施設から改善要望等のあった事項等）、他システム（保育業務施設管理プラットフォーム等）との連携改善、認可外保育施設等の登録過程改善及び第三者評価等の公表項目の改善のための改修を行う。

事業の概要



実施主体等

【実施主体】 独立行政法人福祉医療機構

令和8年度概算要求額 1億円

事業の目的

各園における保育の質向上を図っていくためには、園内研修や公開保育等の取組など、保育所・認定こども園等の保育者が保育実践を互いに見合い学び合う取組を推進することが重要である。また、地域に開かれた保育を進め、互いの保育実践を見合い意見交換等を進めたり、有識者等からの助言等を受けたりする中で、自園や保育者自身の保育の良さや課題を見直し改善していく機運の醸成を図っていくことが求められる。このため、自園や他園の園内研修・公開保育などの企画・実施を行うことができるミドルリーダーの育成、園・保育士同士の学び合いを中心とした協働的な取組を推進し、各園ひいては地域全体の保育の質向上を図る。

事業の概要

自治体において、地域で中核となって保育所や認定こども園等における保育の質向上に取り組むことが期待されるミドルリーダーを募り、参加するミドルリーダー同士の学び合いによる資質向上や、当該ミドルリーダーが勤務する園はもとより、自園以外の保育所や認定こども園等における保育の質向上に向けた取組の支援、それらの勤務園でのフィードバック等の取組に要する費用の一部を支援する。

(支援経費の例)

- ミドルリーダーに対する研修の実施経費
- ミドルリーダーが保育現場を不在にすることに伴う雇上げ費用
- ミドルリーダーによる他園への園内研修や公開保育等の支援に関する費用
- 外部有識者の協力を得た園内研修・公開保育等の実施費用

等



実施主体等

【実施主体】 都道府県又は市町村

【補助基準額】 1自治体当たり500万円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市町村：1/2

令和8年度概算要求額 0.2億円

事業の目的

- 保育所や認定こども園等においては、保育の質の向上を図っていく上で、自己評価の取組に加え、より多様な視点を取り入れる観点から、第三者評価を活用することが重要。第三者評価の結果を保護者や地域と共有することは、協働体制の構築にも資する。
- 一方、第三者評価については、必ずしも保育そのものの改善に十分に踏み込めていないといった指摘もある。
- こうしたことを踏まえ、第三者評価の改善を図り、それを活用した各保育所や認定こども園等の保育の質の向上の取組を推進する。

事業の概要

都道府県等から3年程度モデル地域を継続的に指定し、国内の質評価スケール等（※）を活用した第三者評価の実施、当該評価を活用した保育実践の見直し・改善、保育士等や評価者の育成等について、モデル開発を行う。

※国立教育政策研究所幼児教育研究センターが開発した「幼児教育における保育実践の質評価スケール案」等

【主な調査研究の観点（例）】

- ・実施体制、評価機関の認証
- ・実施園へのフィードバック、保育の改善
- ・自己評価との関連付け
- ・評価の公表
- ・監査との役割分担
- ・評価者の育成

【対象施設】

保育所、認定こども園、地域型保育事業 等

フェーズ3 フェーズ2までの取組の継続と、調査研究全体の検証



フェーズ2 フェーズ1の取組の検証とそれを踏まえた見直し、
フェーズ1での実施園のフォロー



フェーズ1 評価者の育成や、質評価スケールによる
第三者評価の試行的実施

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村 【委託基準額】 都道府県等1か所当たり 500万円程度

<子ども・子育て支援推進調査研究・普及促進事業> 令和8年度概算要求額 0.6億円 (0.5億円)

事業の目的

地域の実情を踏まえつつ、自治体が中核となり、地域全体で保育の質の確保・向上を推進する体制整備のモデル開発を行い、地域ぐるみで質の高い保育を保育所等が行うことができる体制の構築を推進する。

事業の概要

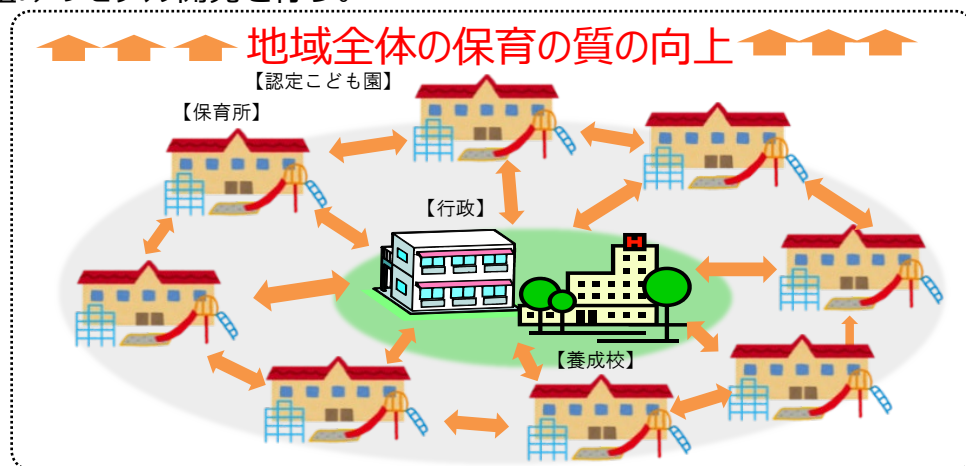
都道府県等から3年程度モデル地域を継続的に指定し、地域単位で、保育内容に関する課題の把握、地域における保育実践・改善に関する指導助言、研修等の企画立案等を担う中核的機能を構築し、域内の保育所等の保育の質の確保・向上のための取組を進めつつ、持続的に地域全体で保育の質を確保・向上させるための仕組みのモデル開発を行う。

(中核的機能の例)

- 保育指導職の配置
- 幼児教育センターや大学等との連携等による保育の質の確保・向上のための地域のネットワークの形成

(想定される取組の例)

- 地域の課題を踏まえた独自の研修の実施
- 公開保育による交流の機会の創出
- 公立園の拠点化
- 法人をまたぐ施設間の職員の交流等



実施主体等

【実施主体】

- ① 都道府県、指定都市・中核市、10万人程度以上の市町村 (計6箇所程度 ※令和7年度に指定を受けているものを優先する)
- ② 上記以外の市町村 (計4箇所程度) 【拡充】

【委託基準額】

- ① 都道府県等 1か所当たり800万円程度、
- ② 市町村 1か所当たり400万円程度

<子ども・子育て支援体制整備総合推進事業> 令和8年度概算要求額 29億円の内数 (29億円の内数)

事業の目的

- 保育所等におけるリーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図るための保育士等キャリアアップ研修の実施に要する費用の一部を補助することにより、保育士等の専門性の向上を図り、キャリアアップの仕組みを構築することを目的とする。

事業の概要

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づき実施される研修を本事業の対象とする。

実施主体等

【実施主体】 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関

【補助基準額】

受講者1人当たり14千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／2

<子ども・子育て支援体制整備総合推進事業> 令和8年度概算要求額 29億円の内数（29億円の内数）

事業の目的

- 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、保育の質の向上を図るための研修等の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

事業の概要

- (1) 保育の質の向上のための研修事業
保育の質の向上を図るため、保育所の職員等を対象とする研修を実施する。
- (2) 保育士試験合格者に対する実技講習事業
保育士試験により保育士資格を取得した、保育所等での勤務経験がない者に対し、実技講習を実施する。
- (3) 保育実習指導者に対する講習事業
保育実習指導者を対象とし、より効果的な保育実習の実施方法を習得するため、以下に掲げる内容に関する講習を行う。
 - ア 保育実習における学生への指導
 - イ 保育実習計画の策定
 - ウ 実習施設と指定保育士養成施設が連携して取り組むべき事項

実施主体等

【実施主体】 都道府県又は市町村

【補助基準額】

- (1) : 受講者1人当たり12千円
- (2)、(3) : 受講者1人当たり19千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県又は市町村：1／2

令和8年度概算要求額 29億円（29億円）

事業の目的

- 「子ども・子育て支援新制度」において、質の高い教育・保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を提供するために、必要となる人材確保や従事者の資質向上を図るための研修を行うことを目的とする

事業の概要

- （1）子育て支援員研修事業【成育環境課】【保育政策課】 4億円（4億円）
地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て支援分野に関しての必要な知識や技術等を修得するための研修を行い、子育て支援員の養成を図る。
＜拡充内容＞
新たに創設されたこども誰でも通園制度に従事する職員として、「市町村長が行う研修を修了した者」が規定されたことを受け、当該市町村長が行う研修として、コースを新たに設け、乳児等通園支援従事者としての子育て支援員の養成を図る。
- （2）職員の資質向上・人材確保等研修事業【成育基盤企画課、保育政策課、成育環境課】 26億円（25億円）
子ども・子育て支援新制度において、様々な子育て支援事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質の向上及び人材確保を行うための各種研修を実施する。
＜拡充内容＞
新たに「ミドルリーダーの活躍による保育の質向上推進事業」を追加

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村 【補助率】 1 / 2

<子ども・子育て支援体制整備総合推進事業> 令和8年度概算要求額 29億円の内数 (29億円の内数)

事業の目的

- 保育士の人材確保を図るため、指定保育士養成施設の学生等や保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設等（以下「保育所等」という。）に勤務していない保育士資格を有する者（以下「潜在保育士」という。）に対し、就職促進のための研修等を実施することにより、保育人材を安定的に確保し、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

事業の概要

保育士の人材確保を図るため、次の（１）～（３）の取組に要する費用の一部を補助する。

- （１）指定保育士養成施設の学生等を対象とした人材確保の取組
- （２）保育所等の経営者・管理者や保育士に対する就業継続支援研修
- （３）潜在保育士の再就職を支援する研修

実施主体等

【実施主体】 都道府県又は市町村

【補助基準額】

（１）指定保育士養成施設の在学生に対する就職説明会

- ・参加者100人未満：1回当たり174,000円
- ・参加者100人以上：1人当たり5,000円

指定保育士養成施設の在校生と保育所に勤務する保育士との交流会 1回当たり67,000円

（２）就業継続支援研修 研修1回当たり175,000円

（３）潜在保育士の再就職を支援する研修 研修1回当たり175,000円

【補助割合】 国：1／2、都道府県又は市町村：1／2

令和8年度概算要求額 225億円（206億円）

事業の目的

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づき、昭和36年より「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に基づき実施。
- 社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の職員の待遇改善により、職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。

事業の概要

- 【実施主体】（独）福祉医療機構
- 【加入対象となる施設・事業】 社会福祉法人が経営する
 - ①社会福祉施設等（保育所等）
 - ②特定介護保険施設等（特養、障害者支援施設等）
 - ③申出施設等（介護老人保健施設等）

● 【財政方式】 賦課方式

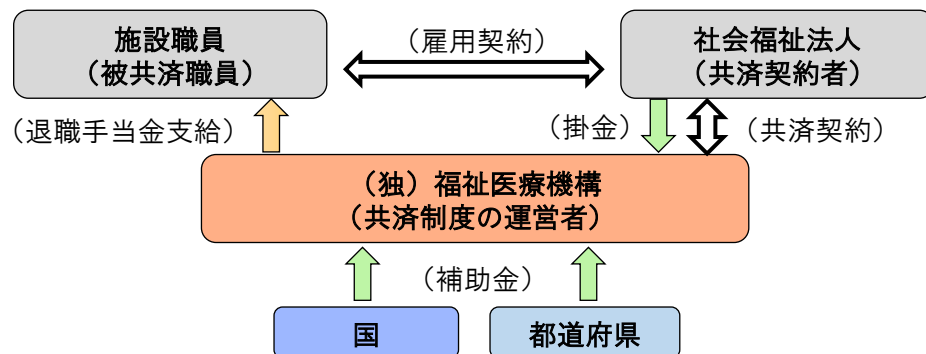
● 【支給財源】 ①社会福祉施設等（1人当たり掛金 年額47,500円 [R7年度]）

経営者 (掛金) 1/3	国 1/3	県 1/3
--------------------	----------	----------

②特定介護保険施設等、③申出施設等（1人当たり掛金 年額142,500円 [R7年度]）

経営者
(掛金が3倍)
3/3

制度の仕組み等



対象施設（児童福祉分野）

- ・ 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設（共済法第二条第1項第二号）
- ・ 幼保連携型認定こども園（共済法第二条第1項第三号）
- ・ 児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業（共済法第二条第2項第一号）
- ・ 障害児通所支援事業（共済法第二条第3項第一号）
- ・ 障害児入所施設（共済法第二条第3項第二号）
- ・ 小規模保育事業（共済法施行令第二条第1項）

1. 財政支援

① 現状

- 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- 平成15年度より当該事業を一般財源化し、**地方交付税により措置**
- 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

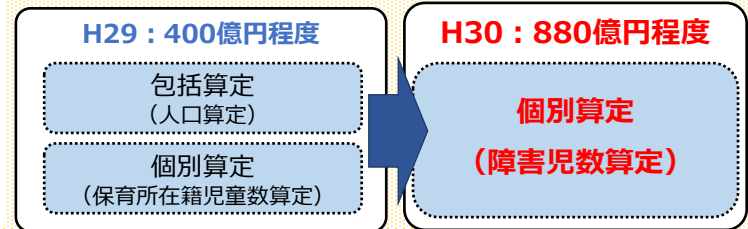
② 平成30年度における改善点

- 保育所等における障害児の受入及び保育士等の配置の実態を踏まえ、**400億円程度から880億円程度**に拡充
- 包括算定経費（人口より算定）と個別算定経費（保育所在籍児童数より算定）により交付していたものを、**個別算定経費に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更**（令和2年度以降、障害児保育のための加配職員数も反映）

<対象の範囲> 平成19年度拡充部分

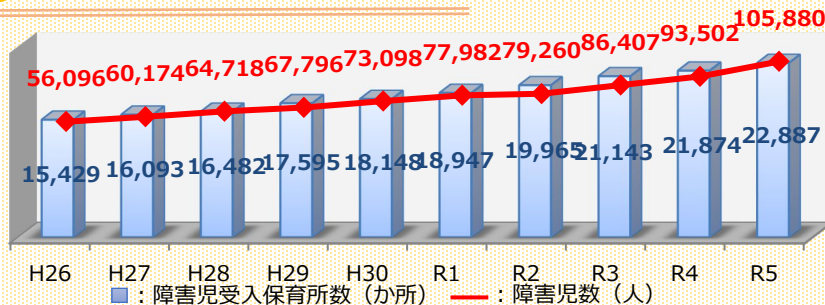
人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度				■
	中度				■
	軽度	■	■	■	■
物件費		■	■	■	■

<H30改善点>



2. 現状

① 実施か所数及び受入児童数



② 障害児保育のための加配職員数 (R6年4月分)

単位：人

合 計	加配職員数	
	常勤職員	非常勤職員
54,052	30,530	23,522

※厚生労働省子ども家庭局保育課調べ
 ※障害児数には、軽度障害児を含む
 ※障害児保育担当職員は、障害児保育を行うことを主として配置されている職員
 ※非常勤職員は実人数（常勤換算していないもの）